

# 帯広市子ども・子育て支援事業計画(案)

平成 27 年 2 月

帯 広 市

## 目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 帯広市の子ども、子育て家庭を取り巻く状況	3
1. 地域の現状	3
2. 子育て家庭の現状	10
3. 子どもの現状	14
第3章 帯広市におけるこれまでの取り組み	16
1. 主な子育て支援施策の状況	16
2. 「おびひろ子ども未来プラン」の取り組み状況	20
第4章 計画の基本方針（重点の設定）	22
第5章 施策の推進	23
1. 【重点1】子どもの健やかな成長を支える	23
2. 【重点2】子育てを通じて親の育ちを支える	30
3. 【重点3】社会全体で子育て家庭を支える	34
第6章 特定教育・保育施設等の量の見込みと確保方策	41
1. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業	41
2. 地域子ども・子育て支援事業	44
第7章 計画の推進体制と進捗管理	48
1. 計画の推進体制	48
2. 計画の進捗管理	48
参考資料	49

## **第1章 計画策定に当たって**

### **1. 計画策定の背景と趣旨**

我が国は、本格的な人口減少社会へ移行し、国内市場の縮小や労働力の減少に加え、超高齢化に伴う社会保障費の増加など、国や地方の活力低下が懸念されています。

また、核家族化の進行や、地域社会における人間関係の希薄化が進み、子育てに不安や孤立感を抱いている親が増加しており、さらに、共働き家庭の増加による保育所の待機児童問題など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、国では、平成15年に、自治体や企業へ子育て家庭の支援計画の策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地域の子育てを支援する様々な取り組みを進めてきました。

本市においても、平成22年に「おびひろこども未来プラン」を策定し、一人の子どもの誕生からその成長過程に視点を置きながら、妊娠・出産期から青少年期に至るまでのライフステージに沿って総合的・効果的に子育て支援を推進してきました。

しかし、子ども、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭をはじめ、地域や学校、行政などがそれぞれの役割を果たし、協力し合いながら、子どもの成長や子育てを地域全体で支えていくことが、一層求められています。

平成24年には、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などを主な内容とした「子ども・子育て支援法」が成立し、各市町村は、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育などの施設型給付、放課後児童健全育成事業、一時預かり保育などの地域子ども・子育て支援事業について、必要サービス量を推計し、供給体制を確保するための方策を整理する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

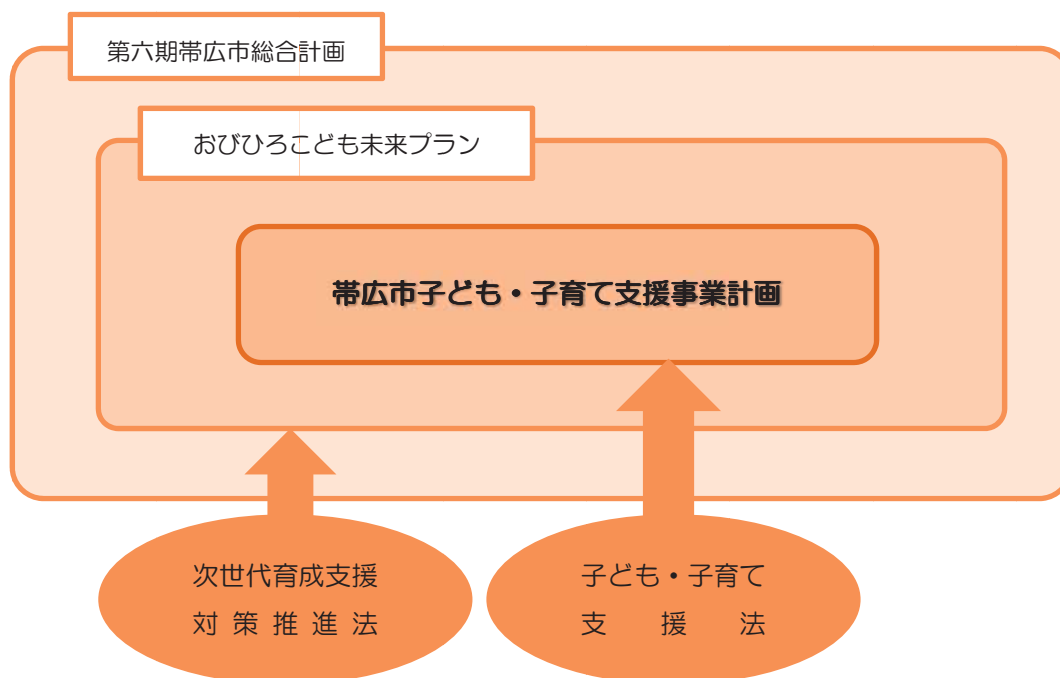
こうした状況を踏まえ、本市では、平成22年に策定した「おびひろこども未来プラン」の施策を重点化・推進する新たな計画として、「帯広市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

### **2. 計画の位置付け**

「帯広市子ども・子育て支援事業計画」は、第六期帯広市総合計画の分野計画である「おびひろこども未来プラン」の基本理念「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」を継承し、基本目標のうち、「Ⅰ 子どもの権利を尊重する」「Ⅱ 安心して生み育てられるしくみをつくる」「Ⅲ 子どもの成長や子育てと仕事の両立を支援する」について、重点化・推進する施策をまとめるものです。

また、「子ども・子育て支援法」に定める「市町村計画」及び「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として位置付けます。

■帯広市子ども・子育て支援事業計画の位置付け



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成32年度以降は、国等の動向を踏まえ、次期「おびひろ子ども未来プラン」の策定に合わせて、必要な検討を行うこととします。

■帯広市子ども・子育て支援事業計画等の計画期間

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
第六期帯広市総合計画	→									
おびひろ子ども未来プラン	→									
帯広市子ども・子育て支援事業計画						→				

4. 計画の対象

概ね12才までの児童とその家庭を対象としますが、事業内容によっては、青少年までとするなど柔軟な対応とします。

## 第2章 帯広市の子ども、子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 地域の現状

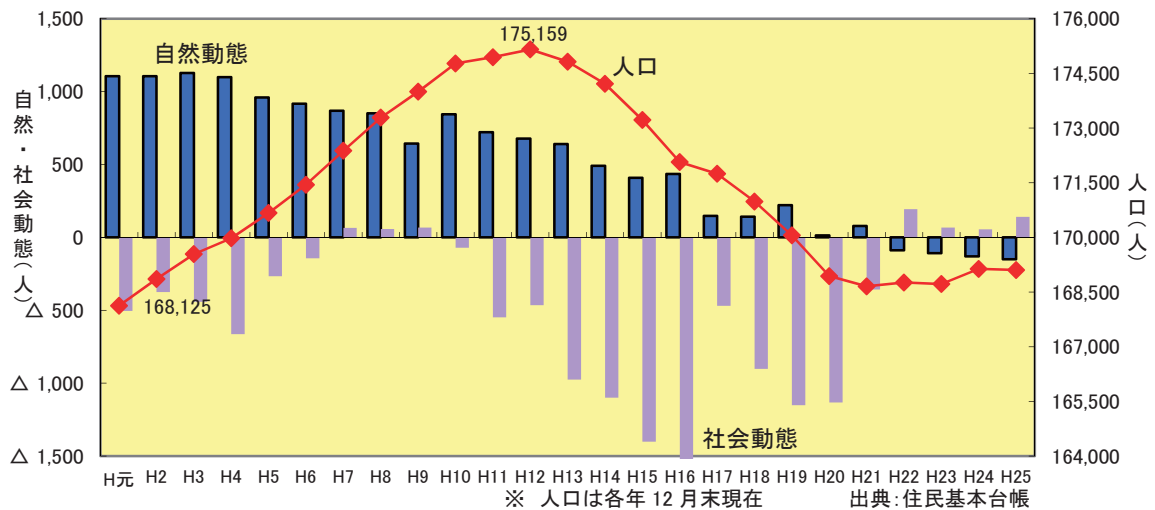
#### (1) 人口・少子化の現状

##### ①人口の推移

本市の人口は、平成12年12月末の175,159人をピークに減少し、平成20年12月末には17万人を割る状況となっていますが、道内の主要都市の多くと比較すると、より緩やかな減少となっており、平成21年以降はほぼ横ばいで推移しています。

平成22年以降、出生数から死亡数を引いた自然動態は、マイナスとなる一方、転入数から転出数を引いた社会動態は、プラスに転じています。

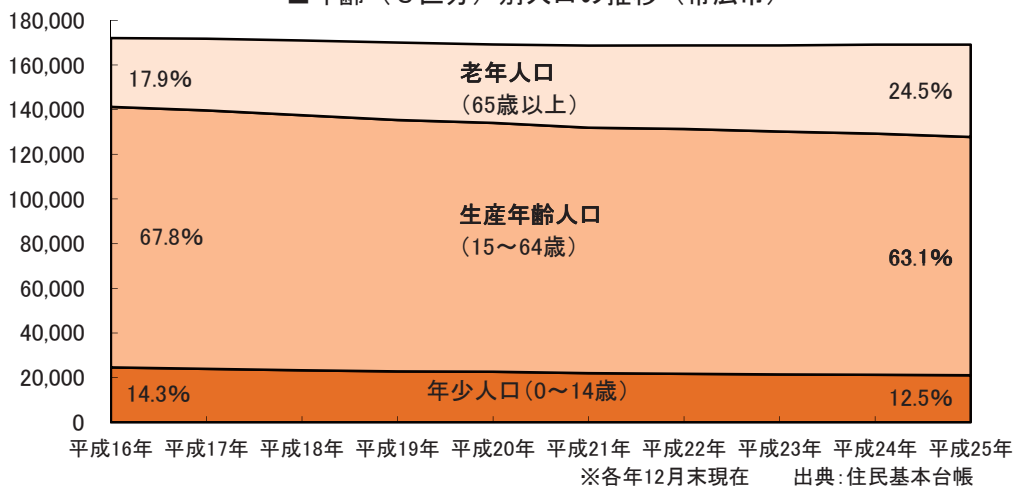
■人口・自然動態・社会動態の推移（帯広市）



##### ②人口3区分の推移

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢社会が進行しています。

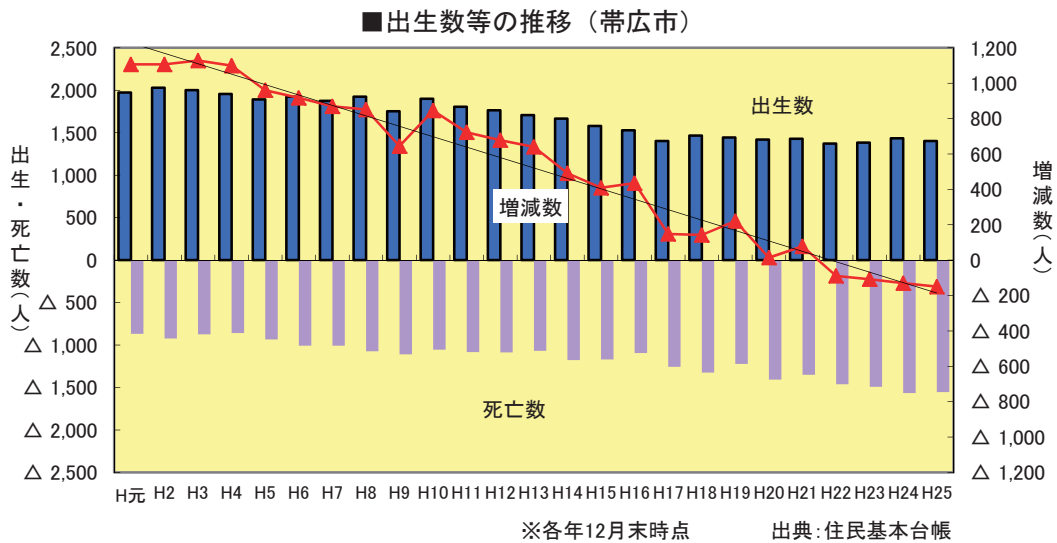
(人) ■年齢(3区分)別人口の推移(帯広市)



### ③出生数等の推移

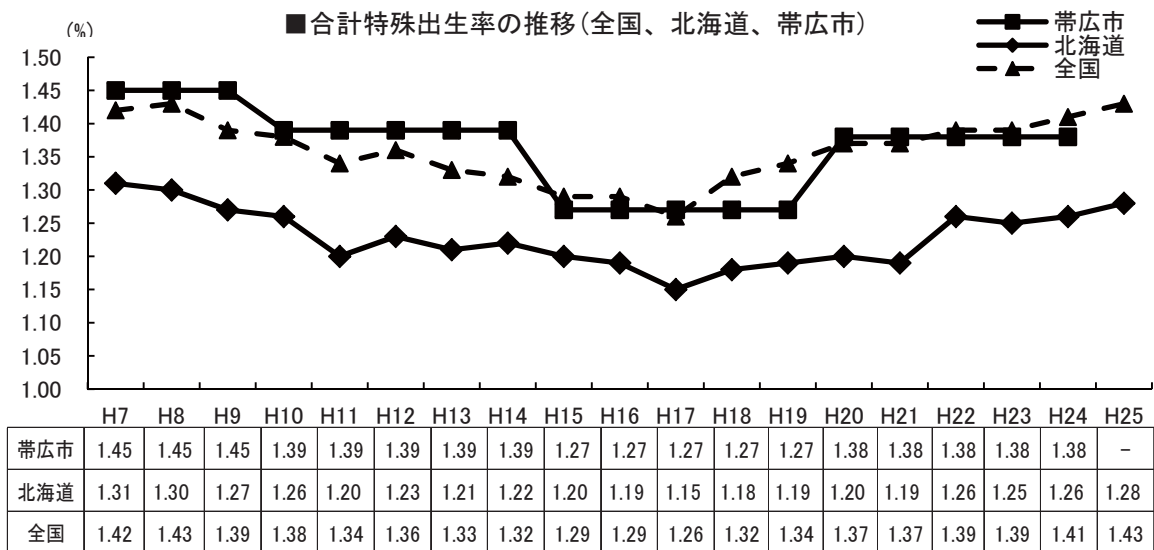
本市の出生数は、平成4年に2,000人を割り込み、平成11年以降大幅に減少していましたが、ここ数年はほぼ横ばいの状況にあります。この10年で176人(11.9%)の減少となっています。

一方、死亡者数は増加傾向にあることから、自然動態は、平成4年以降は減少傾向が続いており、平成22年に初めてマイナスに転じています。ここ10年で、559人(136.7%)の減少となっており、人口減少の大きな要因となっています。



### ④合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに出産する子どもの数）は、平成24年度に1.38と、人口維持に必要な2.08を大きく下回っており、依然として少子化の状況にあります。



出典:厚生労働省人口動態統計特殊報告、人口動態統計(確定数)の概況

H25は人口動態統計月報年計(概数)の概況

## (2) 就労等の現状

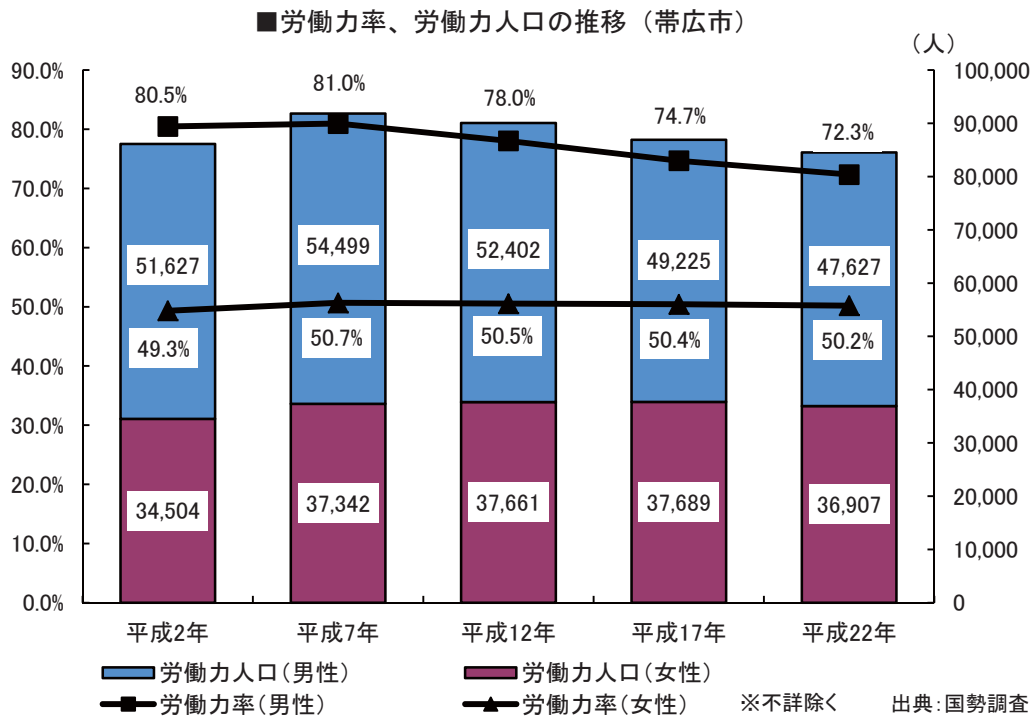
### ① 労働力率、労働力人口等の推移

労働力率は、男性が平成7年をピークに減少しているのに対し、女性はほぼ横ばいとなっています。

平成22年の労働力率で比較すると、男性が72.3%に対し女性は50.2%で、男女間で20ポイント以上の開きがあります。

※ 労働力人口：15歳以上人口のうち、労働の意思と能力を持っているもの。  
 就業者と完全失業者を合わせたもの。

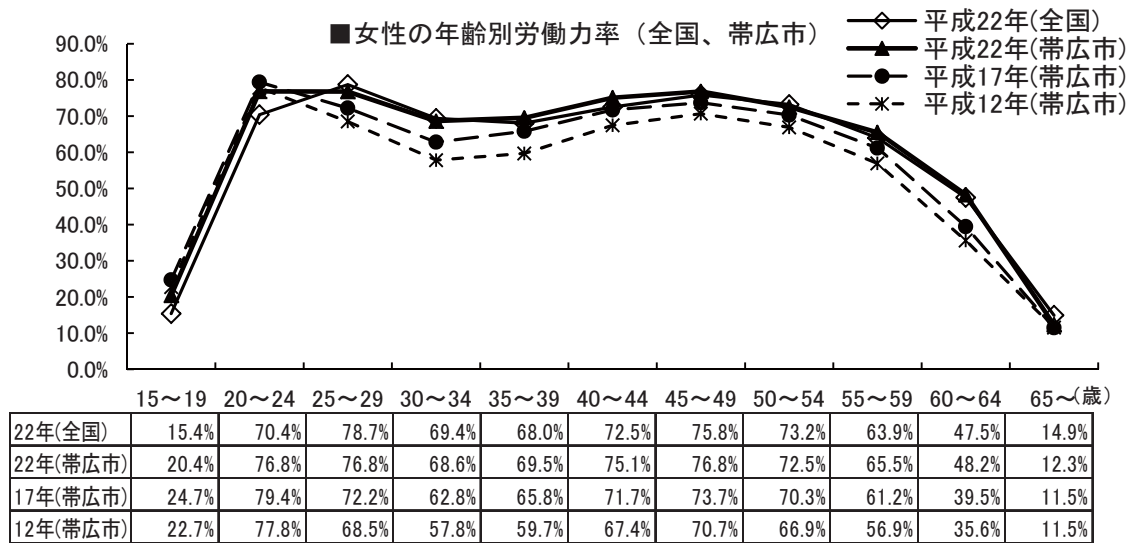
※ 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合



### ② 女性の年齢別労働力率の推移

年代別に女性の労働力率をみると、全国同様、本市においても、30代に底のあるM字カーブを描いていますが、これは、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多いことを示しています。

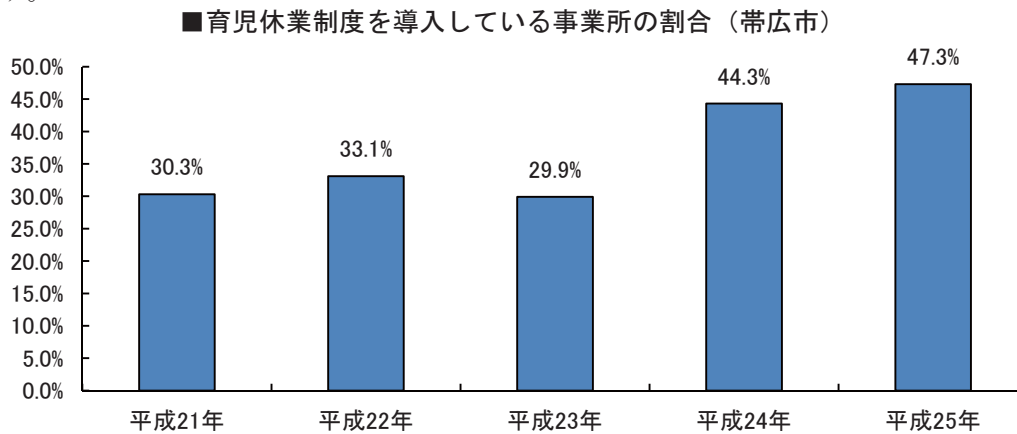
年々、M字カーブの底が浅くなってきており、底となる年齢階級が上昇しています。



出典：国勢調査

### ③育児休業制度の導入状況

本市の事業所の育児休業制度の導入割合は、増加傾向にあるものの、市内に多くある小規模の中小企業では導入が進んでいないことから、平成25年で47.3%に留まっています。



出典：帯広市事業所雇用実態調査

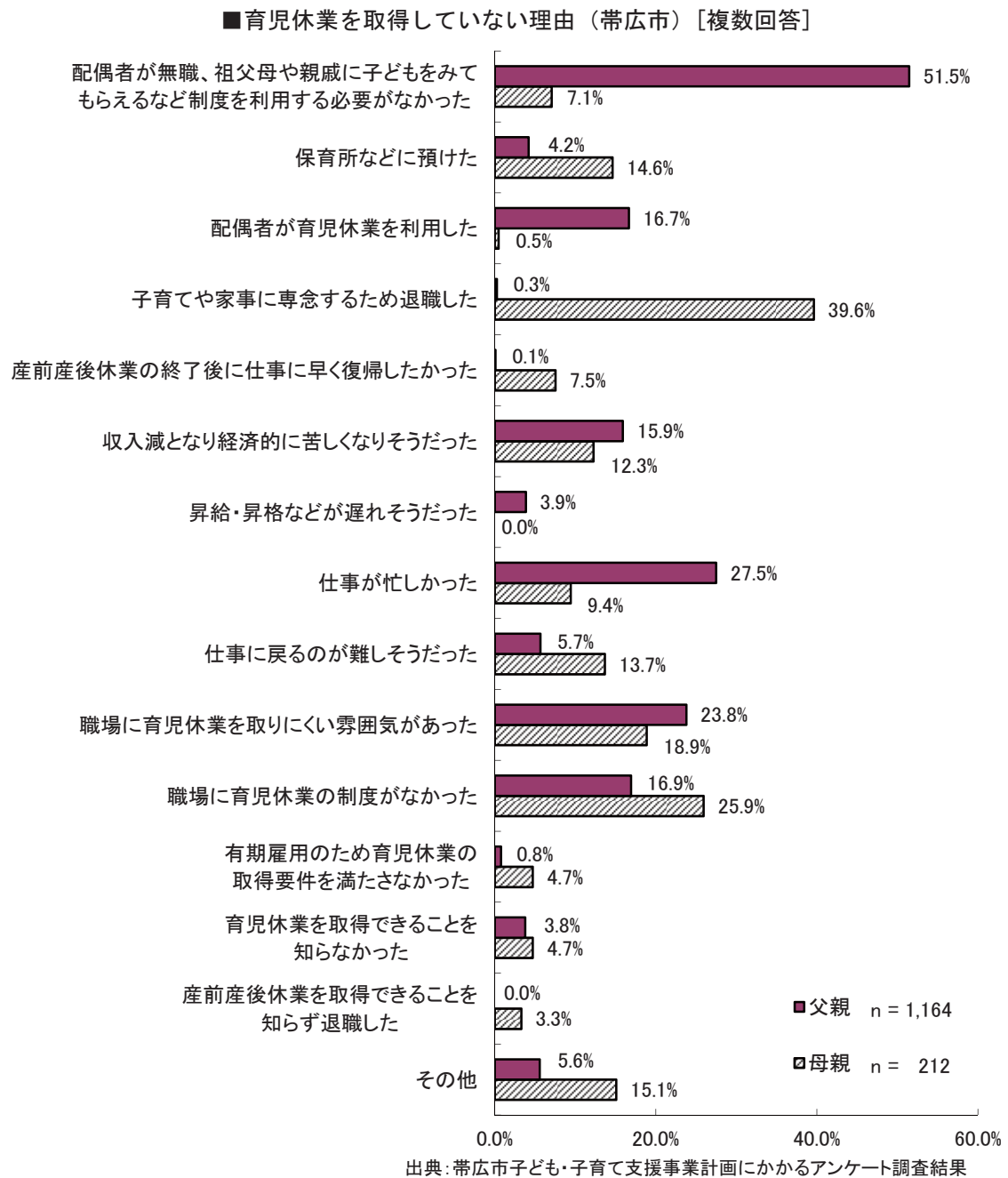
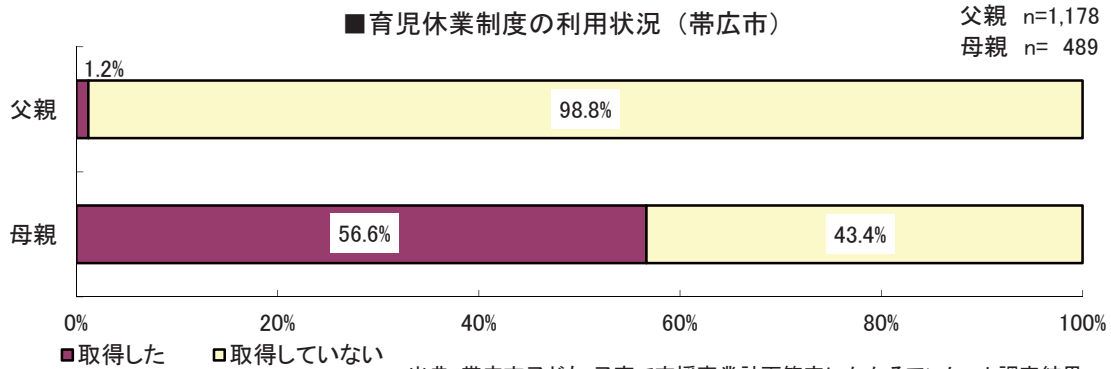
### ④育児休業の取得状況、育児休業を取得していない理由

育児休業の取得状況は、父親で1.2%、母親では56.6%となっています。

育児休業を取得していない理由として、父親の51.5%が「配偶者が無職、祖父母や親戚に子どもをみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」を挙げる一方、27.5%は「仕事が忙しかった」、23.8%は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」を挙げており、職場の理解が得られないことが、育児休業取得を妨げる要因となっています。

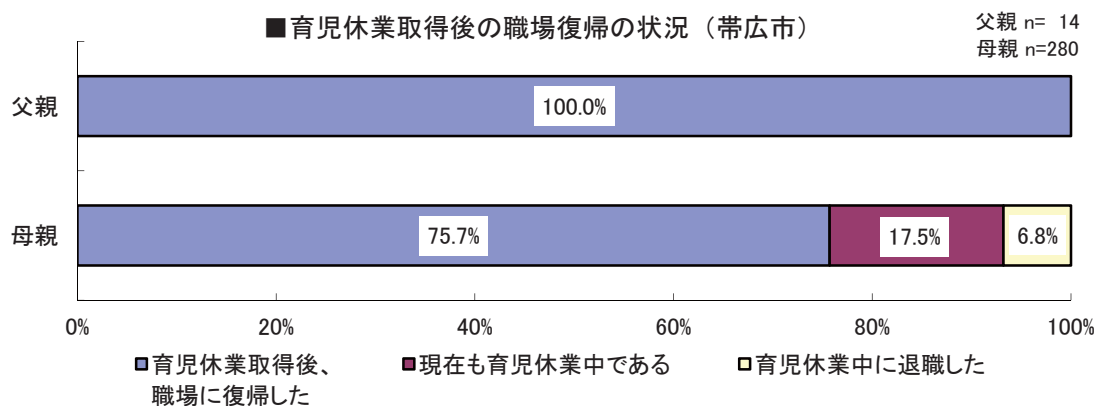
母親では、39.6%が「子育てや家事に専念するため退職した」を挙げる一方、25.9%が「職場に育児休業の制度がなかった」、18.9%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」を理由に挙げており、制度の未整備、職場の理解が得られないことが、育児休業取得を妨げる要因となっています。





⑤ 育児休業取得後の職場復帰の状況

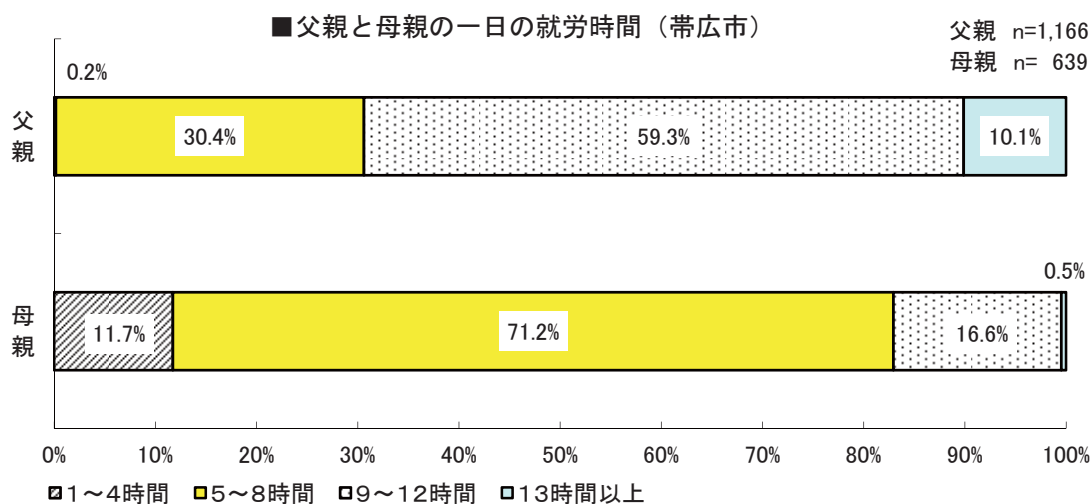
父親では育児休業取得後、全員が職場復帰しています。  
 一方、母親では75.7%が職場復帰していますが、6.8%は育児休業中に退職しています。



出典：帯広市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査結果

⑥ 父親と母親の一日の就労時間

父親の59.3%が9～12時間、10.1%が13時間以上と長時間の就労となっています。  
 一方、母親では、71.2%が5～8時間、16.6%が9～12時間の就労となっています。  
 (就労時間には通勤時間を含む)

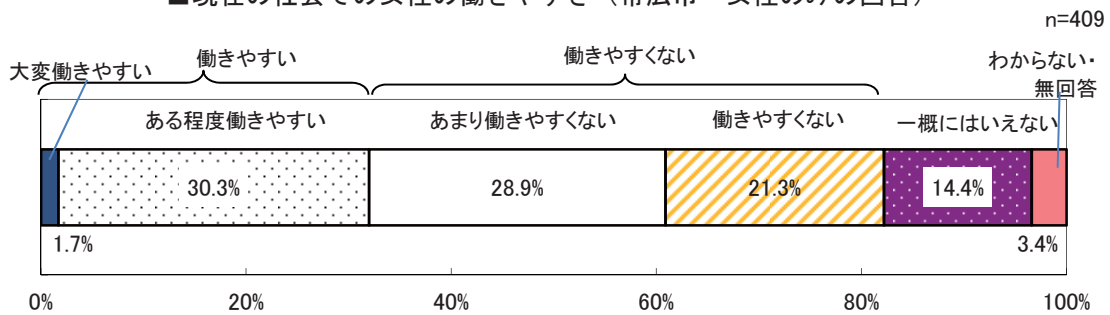


出典：帯広市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査結果

⑦女性の働きやすさ

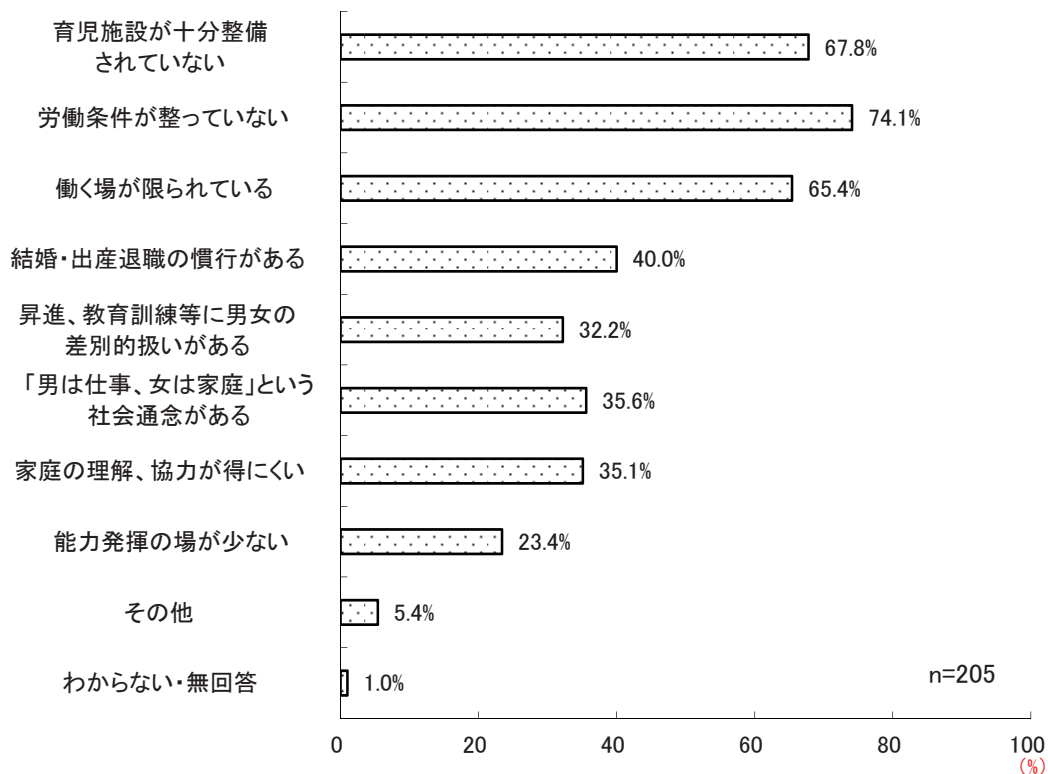
現在の社会での女性の働きやすさについて、「働きやすくない」「あまり働きやすくない」と感じている女性が50.2%おり、その主な理由として、「労働条件が整っていない」のほか、「育児施設が十分整備されていない」「働く場が限られている」「結婚・出産退職の慣行がある」を挙げています。

■現在の社会での女性の働きやすさ（帯広市 女性のみ）の回答



出典：平成25年度男女共同参画に関する意識調査

■現在の女性が働きやすい状況にあるとは思わない理由（帯広市 女性のみ）の回答



出典：平成25年度男女共同参画に関する意識調査

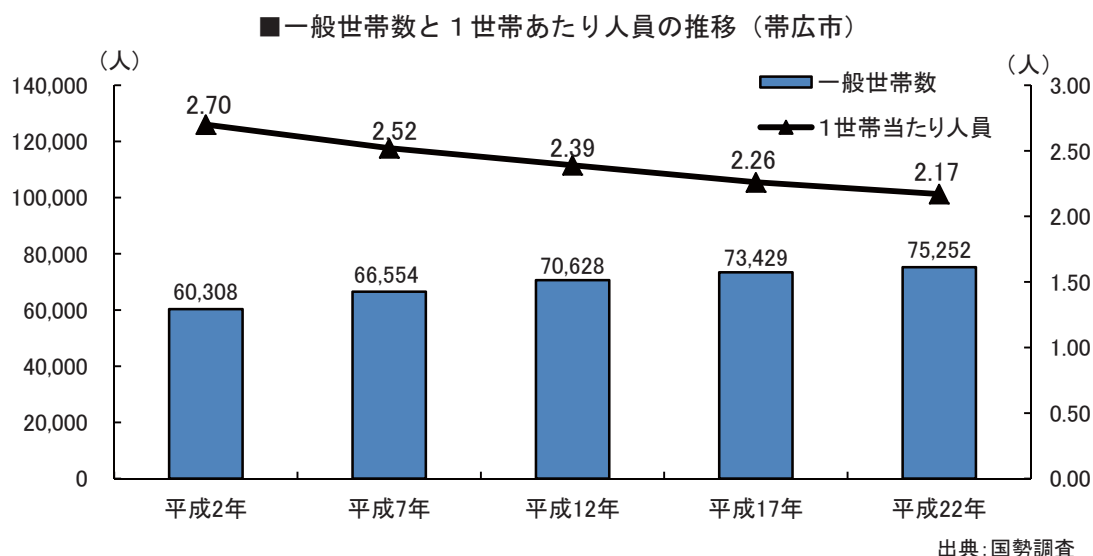
## 2. 子育て家庭の現状

### (1) 世帯の状況

#### ①世帯数の推移

本市の世帯数は、平成22年で75,252世帯と、この20年で14,944世帯(24.8%)増加となっています。

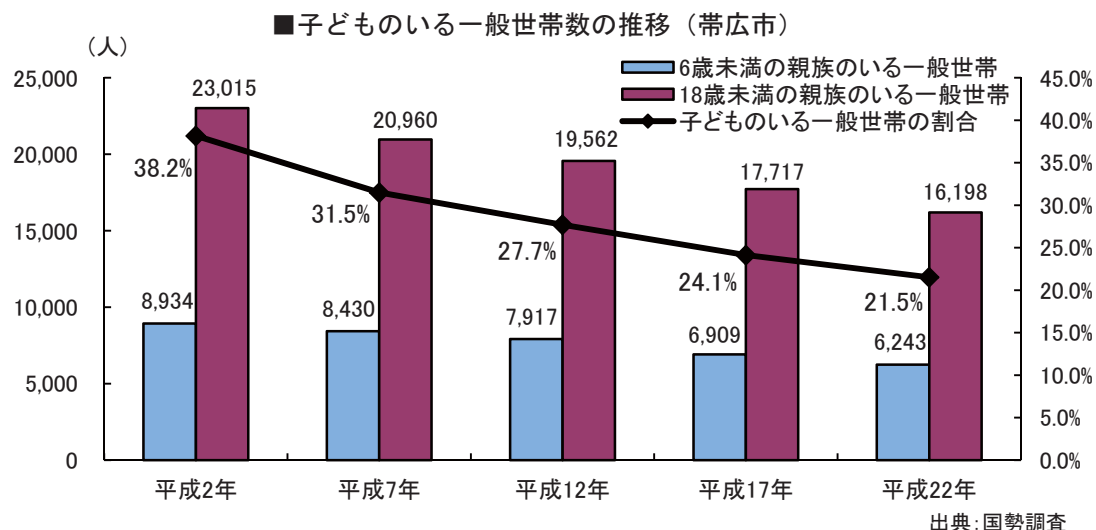
一方、1世帯あたりの人員は、平成22年で2.17人と、この20年で0.53人(19.6%)の減少となっており、本市においても、核家族化が進行しています。



#### ②子どものいる世帯数の推移

少子化により、18歳未満の親族のいる世帯数は、平成22年は16,198世帯と、この20年で6,817世帯(29.6%)の減少となっています。

6歳未満の親族のいる世帯数も、年々減少しており、平成22年は6,243世帯と、この20年で2,691世帯(30.1%)の減少となっています。

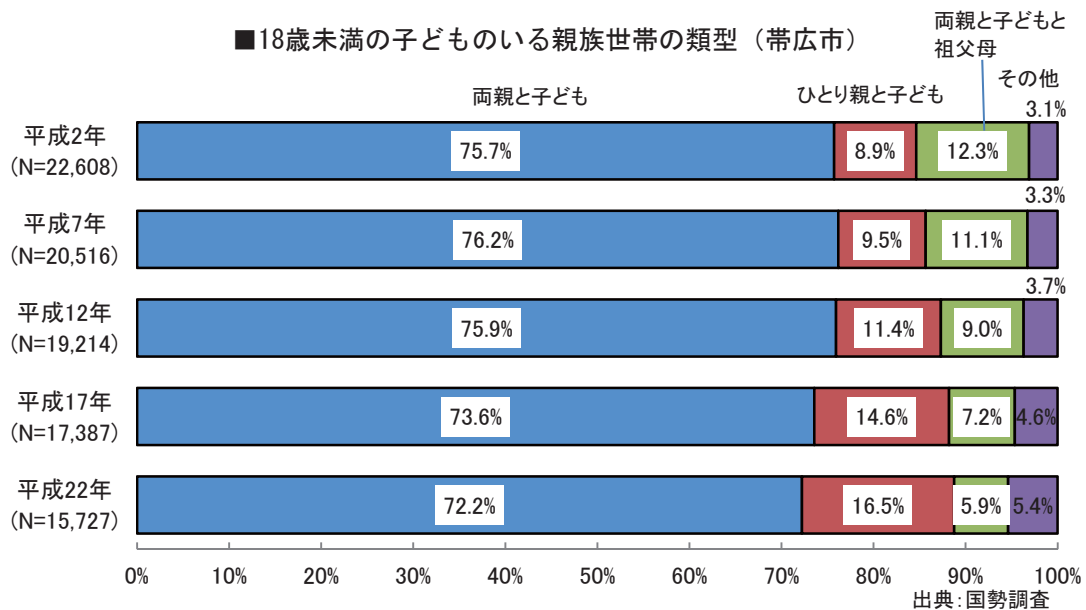


### ③子どものいる世帯の構成

18歳未満の親族のいる世帯の構成は、両親と子どもの世帯がもっとも多く、平成22年で72.2%を占めていますが、年々減少傾向にあります。また、両親と子どもと祖父母の世帯（3世代家族）についても、年々減少傾向にあり、平成22年で5.9%となっています。

一方、ひとり親家庭（ひとり親と子どもの世帯）については、年々増加しており、平成22年で16.5%となっています。

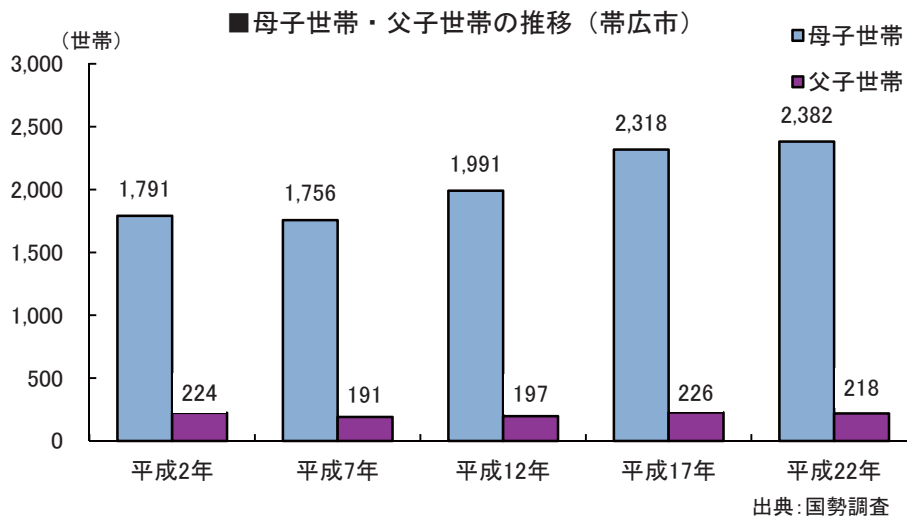
これらから、本市において、子育て家族の小規模化が進んでいるものと考えられます。



### ④ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭のうち、母子世帯は、増加傾向にあり、平成22年で2,382世帯と、この20年で591世帯(33.0%)の増となっています。

一方、父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しており、平成22年で218世帯となっています。



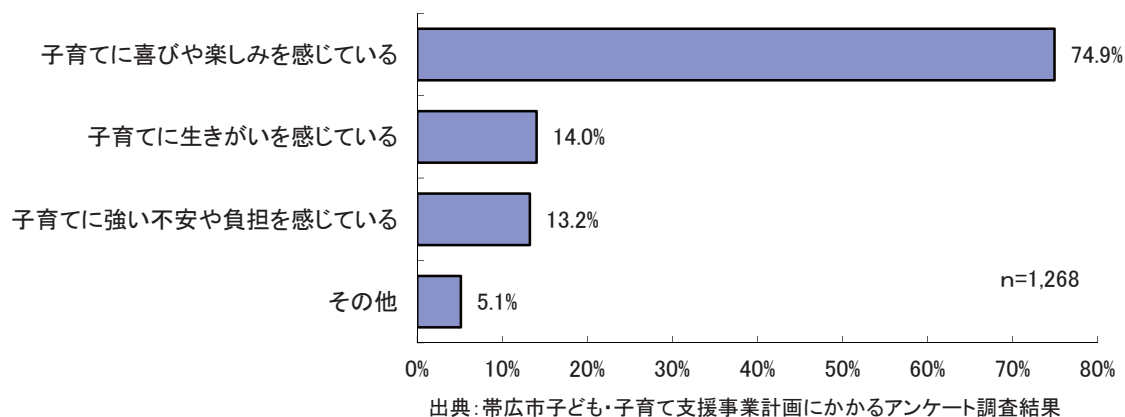
## (2) 親の子育て等に対する意識

### ① 子育てに対する感じ方

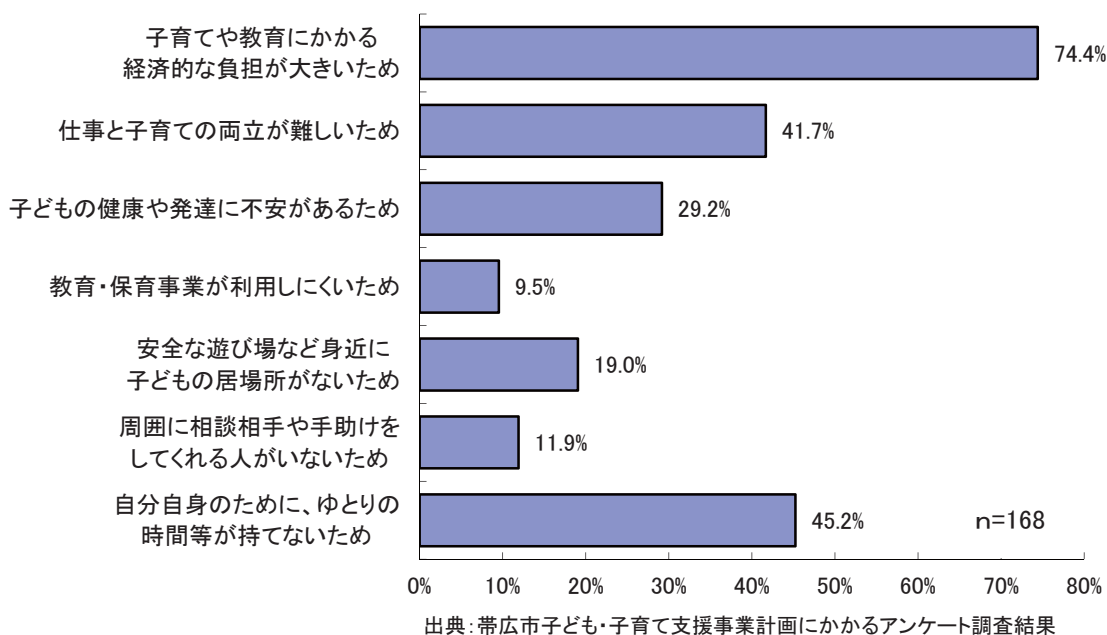
子育てに「喜びや楽しみ」を感じていると回答した人が74.9%に達していることから、大半の親が、子育てを肯定的に捉えているものと考えられます。

一方、子育てに「強い不安や負担」を感じていると回答した人が13.2%おり、その主な理由として、「子育てや教育にかかる経済的な負担の大きさ」や「仕事と子育ての両立の難しさ」を挙げています。

■ 現在の子育てについてどのように感じられていますか？（帯広市）[複数回答]



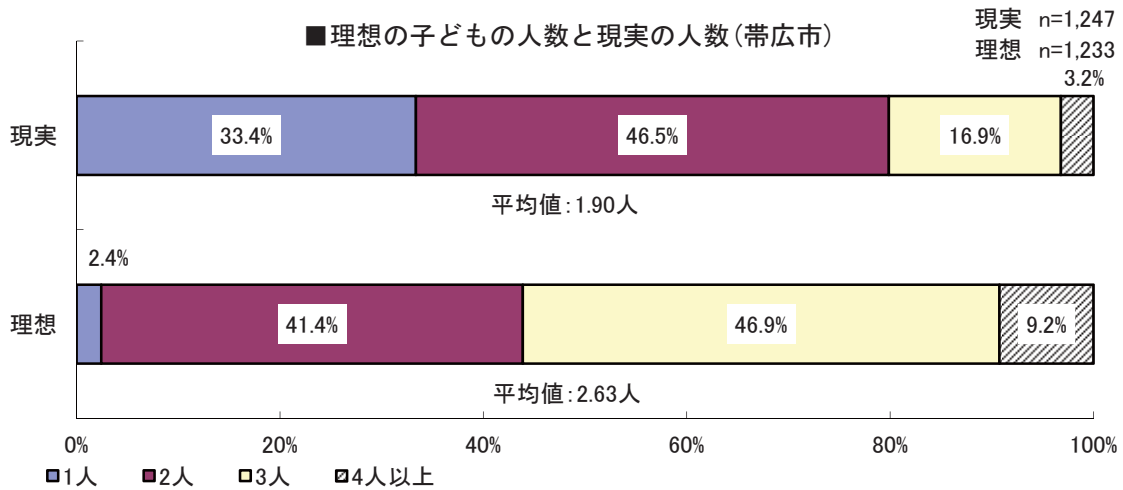
■ どのような理由で強い不安や負担を感じますか？（帯広市）[複数回答]



## ②子どもの人数の理想と現実

理想の子どもの人数を3人と回答した人が46.9%、2人と回答した人が41.4%である一方、現実の子どもの数は、2人が46.5%、1人が33.4%となっています。

理想の子どもの人数の平均値が2.63人であるのに対し、現実の子どもの人数の平均値は1.90人となっており、0.73人の開きがあります。

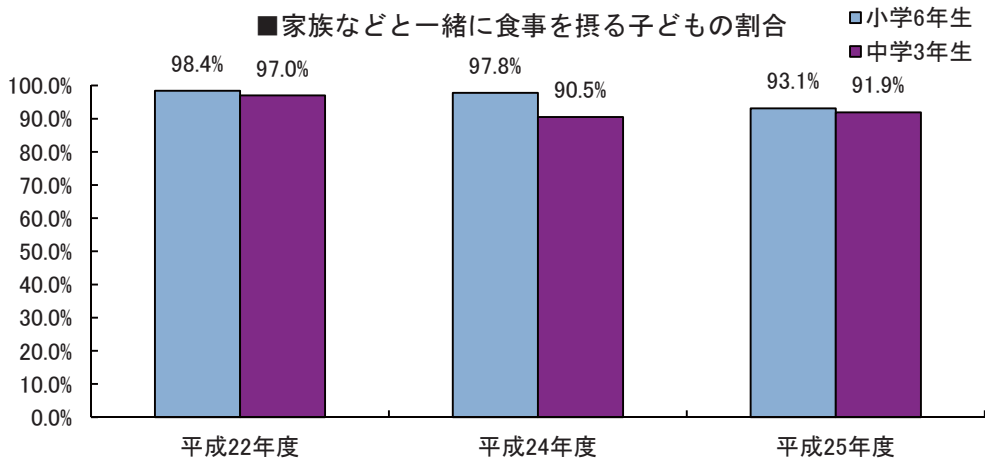


出典:帯広市子ども・子育て支援事業計画にかかるアンケート結果

## (3) 家庭での食事の状況

### ①家族などと一緒に食事を摂る子どもの割合

ライフスタイルの変化を背景に、「家族と食事の時間が合わない」等の理由で、家族などと一緒に食事を摂る子どもの割合は、小学6年生、中学3年生ともに減少しており、平成25年度で小学6年生は93.1%、中学3年生は91.9%となっています。



出典:帯広市食育に関するアンケート

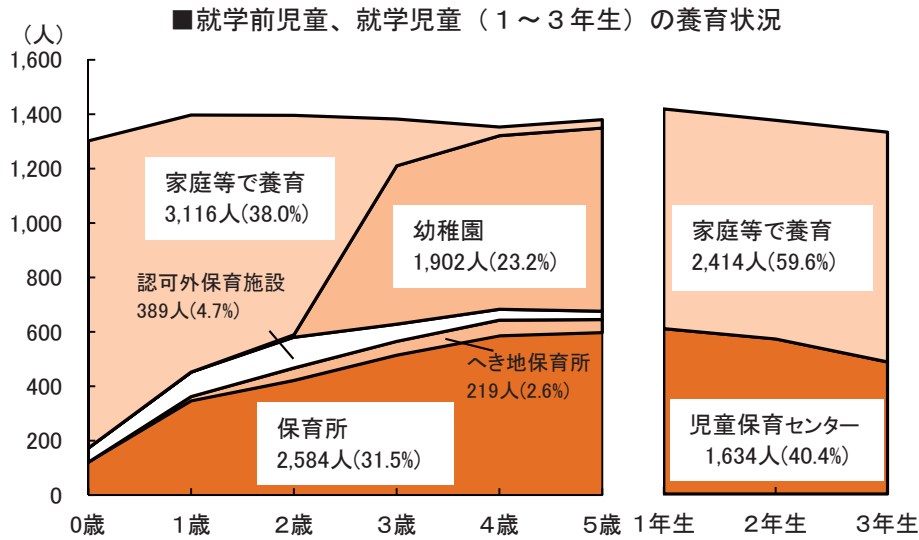
### 3. 子どもの現状

#### (1) 子どもの養育状況

##### ① 就学前児童、就学児童（1～3年生）の養育状況

本市の就学前の児童の養育状況は、就学前児童 8,210 人に対し、保育所 2,584 人(31.5%)、へき地保育所 219 人(2.6%)、認可外保育施設 389 人(4.7%)、幼稚園 1,902 人(23.2%)、家庭等 3,116 人(38.0%)となっています。5歳児だけでみると、1,380 人のうち 1,349 人(97.8%)の児童が何らかの教育・保育を受けています。

一方、就学児童(1～3年生)の養育状況は、就学児童 4,048 人に対し、児童保育センター 1,634 人(40.4%)、家庭等 2,414 人(59.6%)となっています。



※ 幼稚園は市民の利用者を集計(町村に設置された幼稚園の利用者も含む)

※ 平成 26 年 4 月 1 日現在(幼稚園は平成 26 年 5 月 1 日、認可外保育施設は平成 25 年 10 月 1 日現在)

出典: 帯広市こども課調べ

#### [就学前]

(単位: 人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可保育所	121	346	421	514	585	597	2,584
へき地保育所		16	46	51	58	48	219
認可外保育施設	52	90	113	63	40	31	389
幼稚園			9	582	638	673	1,902
家庭等で養育	1,129	945	807	172	32	31	3,116
合計	1,302	1,397	1,396	1,382	1,353	1,380	8,210

#### [就学期]

(単位: 人)

	1年生	2年生	3年生	合計
児童保育センター	597	560	477	1,634
家庭等で養育	794	790	830	2,414
合計	1,391	1,350	1,307	4,048



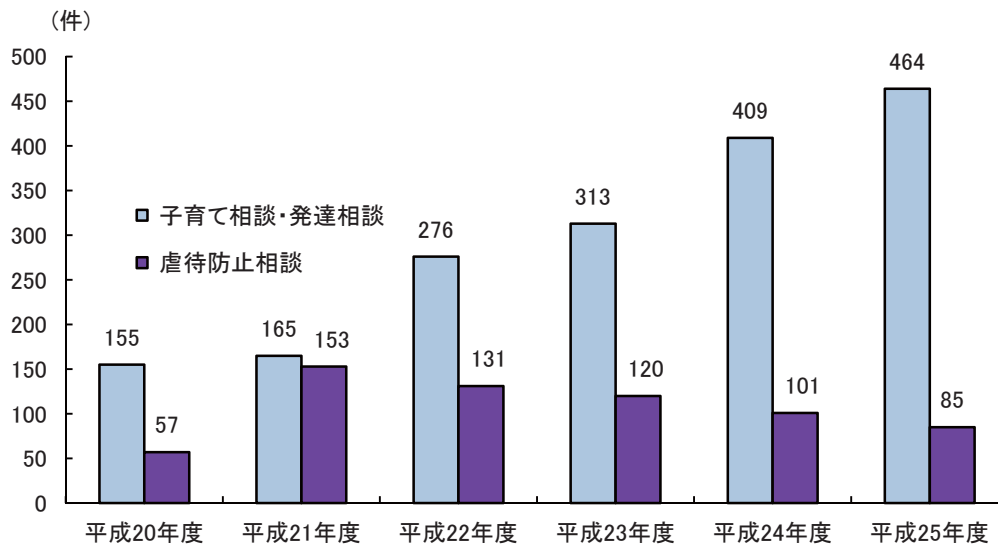
## (2) 要支援児童、要支援家庭の状況

### ① 子育て相談・発達相談、虐待防止相談の推移

子育て相談や発達相談は年々増加しており、平成25年で464件と、この5年で約3倍の増となっています。相談の際、適切なアドバイスや情報提供を行うとともに、専門の支援が必要な場合には療育機関や支援機関へつなぐなど、早期発見、早期療育、早期支援に努めています。

一方、本市への虐待防止相談の件数はここ数年減少し、平成25年で85件となっていますが、近年、継続した見守りや支援が必要な家庭など、対応が難しいケースが増えています。

■ 子育て相談・発達相談、虐待防止相談の件数の推移（帯広市）



出典：帯広市子育て支援課調べ

## 第3章 帯広市におけるこれまでの取り組み

### 1. 主な子育て支援施策の現状

#### (1) 教育・保育施設の状況

##### ①幼稚園

市内に13園（全て私立）の幼稚園が設置されています。入園児童数は、ここ数年、横ばいとなっています。全ての幼稚園で、預かり保育を実施しています。

■幼稚園の定員と入園児童数の推移 (単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員	2,765	2,605	2,555	2,555	2,425
入園児童数	1,916	1,927	2,057	2,048	2,052

※市内に設置された幼稚園の利用者を集計(市民以外の利用も含む) (各年5月1日現在)

##### ②保育所

市内に26所（公立:10所 私立:16所）の保育所が設置されています。入所児童数は、特に0～2歳の低年齢児を中心に、年々増加傾向にあります。全ての保育所で、延長保育、障害児保育を実施しています。

■保育所の定員と入所児童数の推移 (単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員	2,550	2,550	2,550	2,580	2,580
入所児童数	2,470	2,452	2,465	2,564	2,546
うち低年齢児童数 (0～2歳)	785	778	822	872	855

※平成22年度に2所を公立から私立に移管 (各年4月1日現在)

##### ③認可外保育施設

へき地保育所は市内農村部に7所(1所は休所中)、このほか、託児所、ベビーホテルなどの認可外保育施設が市街地を中心に23所設置されています。入所児童数は、年によってばらつきがあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

■認可外保育施設の定員等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
へき地	定員(人)	345	345	345	345	345
	児童数(人)	204	211	200	199	225
認可外 保育施設	か所数(か所)	24	21	22	22	23
	児童数(人)	341	297	314	312	350

※へき地1所休所中 (各年4月1日現在)

**(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況****①地域子育て支援拠点事業（保育所の地域子育て支援センター事業）**

市内7か所の保育所等で、子育て家庭を対象に、親子が交流できる広場や子育て相談、子育て講座の開催などの事業を実施しています。利用者は、ここ数年増加傾向にあります。

**■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の利用児童数の推移（単位：人／月）**

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用児童数	2,389	2,739	2,778	2,949	2,954

**②妊婦健康診査事業**

市と契約した医療機関において、妊婦が健康診断を受診した場合、所定の金額を公費負担する事業を実施しています。（帯広市による負担は、妊婦一般健康診査14回、超音波検査6回）。健診回数は減少傾向にあります。

**■妊婦健康診査事業の健診回数の推移（単位：回／年）**

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦一般健康診査	17,370	17,490	18,057	17,794	16,966
超音波検査	9,752	8,377	8,595	8,390	8,043

※H20は、妊婦健診5回、超音波検査(35歳以上のみ1回)

**③乳児家庭全戸訪問事業**

市の保健師、助産師、保育士などが、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供等を行う事業を実施しています。訪問件数は増加傾向にあります。

**■乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数の推移（単位：件／年）**

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	1,024	1,181	1,163	1,129	1,283

**④養育支援訪問事業**

市の保健師などが、養育について支援が必要な家庭を訪問し、具体的な育児に関する支援を実施しています。年間訪問件数は、年々増加しています。

**■養育支援訪問事業の訪問件数の推移（単位：件／年）**

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	132	153	183	188	209

⑤子育て短期支援事業（児童養護施設のショートステイ）

保護者の疾病等の理由から、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設で、最大7日間、児童を預かる事業を実施しています。保育所の一時保育の充実などを背景に、利用児童数は、ここ数年減少傾向です。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用児童数の推移（単位：延・人／年）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用児童数	111	61	65	45	49

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かりなどの援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員として登録し、会員同士の信頼関係のもとに子育ての援助活動を実施しています。（平成 25 年度より実施）

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用児童数の推移（単位：延・人／年）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用児童数	-	-	-	-	33

⑦-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育事業）

幼稚園において、教育課程の教育時間の前後や休業日などに、保護者の希望に応じて教育活動を実施しています。利用児童数は、年々増加しています。

■一時預かり事業（預かり保育事業）の利用児童数の推移（単位：延・人／年）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用児童数	41,806	44,413	54,918	59,687	67,688

⑦-2 一時預かり事業（保育所の一時保育事業）

保護者の病気や入院、育児疲れ、冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育所で保育する事業で、現在、3か所の保育所で実施しています。利用児童数は、年々増加しています。

■一時預かり事業（一時保育事業）の利用児童数の推移（単位：延・人／年）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用児童数	4,479	5,806	6,030	7,364	7,622

## ⑧時間外保育事業（保育所の延長保育事業）

保護者の勤務条件や家庭の事情に応じて、保育所の開所時間である11時間を超えて保育を実施しています（平成24年度から市内全保育所で実施）。利用児童数は、年々増加しています。

## ■延長保育事業の実施か所と利用児童数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数(か所)	20	20	23	26	26
利用児童数(人/日)	121	125	133	158	170

## ⑨病後児保育事業

市内2か所の施設で、保育所に入所している児童が、病気の回復期で、集団保育や家庭での保育ができない期間、他の施設で保育を行う病後児保育事業を実施しています。利用児童数は、感染症の流行などにより、ばらつきがあります。

■病後児保育事業の利用人数の推移 (単位:延・人/年)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用児童数	159	130	141	128	107

## ⑩放課後児童健全育成事業（児童保育センター）

保護者の就労などにより、保育に欠ける小学校低学年（1～3年生）の児童を保育する事業で、全小学校区（26校区）のほか、夜間1所で実施しています。共働き家庭の増加などを背景に、入所児童数は、増加傾向にあります。

■放課後児童健全育成事業の入所児童数の推移 (単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入所児童数	1,549	1,628	1,571	1,604	1,590

※夜間児童保育センターを除く（各年4月1日現在）

## 2. 「おびひろこども未来プラン」の取り組み状況

「おびひろこども未来プラン」は、平成22年に、それまで個別の計画であった「帯広市児童育成計画」及びそのアクションプランである「帯広市子どもプラン」、並びに「第二次帯広市母子保健計画」、「帯広市青少年健全育成推進長期計画」の4つの計画を1つに統合し、妊娠・出産期から青少年期に至るまでのライフステージに沿ったきめ細やかな諸施策を総合的・効果的に進めるため、第六期帯広市総合計画の分野計画として、平成22年に策定したものです（平成31年度までの計画）。

この計画では、計画独自に設定する成果指標、第六期帯広市総合計画と共通する成果指標について、それぞれ年度ごとの目標値を定め進捗管理を行っています。

### (1) 「おびひろこども未来プラン」で設定する目標値

指標名	単位	基準値 基準年度	H22	H23	H24	H25	H26
			実績値各年度				
			H26目標値				
ファミリーサポートセンター事業	所	-	0	0	0	1	
		-	1				
子育てにかかわる市民ボランティア登録数(個人)	人	83	94	96	98	107	
		H20	100				
子育てにかかわる市民ボランティア登録数(団体)	団体	6	13	14	15	15	
		H20	10				
異年齢や世代間交流をすすめる 保育所・幼稚園数	所	24	29	30	32	39	
		H21	28				
食育講習会年間開催回数	回	14	24	28	30	31	
		H20	30				
認可保育所入所児童数 (夜間保育所含む)	人	2,471	2,452	2,465	2,564	2,546	
		H21	2,473				
低年齢児入所児童数 (認可保育所入所児童数の内数)	人	787	778	822	872	855	
		H21	916				
家庭的保育受け入れ枠	人	-	0	0	0	0	
		-	24				
へき地保育所入所児童数	人	206	211	200	199	225	
		H21	185				
延長保育実施認可保育所数	所	20	20	23	26	26	
		H21	26				
休日保育受け入れ枠	人	15	15	15	15	15	
		H21	30				
休日保育実施保育所数	所	1	1	1	1	1	
		H21	2				
一時保育受け入れ枠	人	30	30	30	45	45	
		H21	45				
一時保育実施保育所数	所	2	2	2	3	3	
		H21	3				
病後時保育受け入れ枠	人	4	4	4	4	4	
		H21	4				
病児保育受け入れ枠	人	-	0	0	0	0	
		-	2				
幼稚園の預かり保育児童数	人	198	217	292	315	322	
		H20	641				
幼稚園・保育所・児童保育センター 小学校の協議の場設置数	か所	1	5	6	14	14	
		H20	26				
児童保育センター入所児童数	人	1,549	1,628	1,571	1,604	1,590	
		H21	1,592				
サンデーパパへの延参加組数	組	411	350	336	195	193	
		H21	450				
子育て応援事業所の登録数	事業所	112	130	162	194	212	
		H20	202				

## (2) 第六期帯広市総合計画と共通する目標値

指標名	単位	H22 H23 H24 H25 H26					
		基準値	各年度実績値				
		基準年度	各年度目標値				
要保護児童の相談件数	件	190	407	433	510	549	
		H19	268	296	324	352	380
3歳児のむし歯保有率	%	27.6	24.9	23.6	19.3	18.5	
		H19	25.7	25.0	24.4	23.8	23.1
麻しんの予防接種率	%	89.2	92.0	93.5	94.3	97.1	
		H19	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
乳児家庭への訪問率	%	37.6	83.9	81.7	80.5	95.0	
		H19	71.5	73.0	74.5	76.0	77.5
子ども一人当たりの子育て支援センター等の利用回数	回	10.2	10.7	12.6	12.3	14.4	
		H19	10.7	10.8	11.0	11.1	11.3
子育てメール通信の利用率	%	23.8	24.7	29.5	32.3	38.3	
		H20	30.3	33.6	36.9	40.2	43.5
母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	%	67.3	69.4	70.3	72.1	72.5	
		H18～20平均	67.5	68.0	68.5	69.0	69.5
保育所・幼稚園の利用率	%	55.2	55.1	55.8	56.7	56.3	
		H19	55.3	55.3	56.2	56.7	56.9
配偶者等からの暴力に係る相談件数	件	63	119	155	177	226	
		H19	65	67	69	71	74
育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2	33.1	29.9	44.3	47.3	
		H19	25.7	26.2	26.8	27.4	28.0
子どもの居場所づくり参加児童数	人	7,575	17,477	17,629	20,297	23,933	
		H19	16,300	18,400	21,700	25,000	28,200
児童会館の入館者数	万人	10.9	11.9	12.3	10.9	10.4	
		H17～19平均	11.3	11.3	11.4	11.5	11.6
総合型地域スポーツクラブの設置数	か所	2	3	3	3	3	
		H19	3	3	4	4	5
青少年リーダー養成事業参加者数	人	208	288	291	300	283	
		H19	215	220	225	230	235
巡回指導による不良行為等の被指導者数	人	37	4	9	5	6	
		H17～19平均	36	36	35	35	34
ユニバーサルデザインに関する講座等への参加者数	人	234	98	321	241	272	
		H17～19平均	234	234	234	234	284
防犯灯の新設灯数	灯	-	100	250	410	747	
		-	105	210	315	395	475
歩いていける身近な緑の充足率	%	78.3	81.5	81.8	81.8	82.0	
		H19	78.8	79.3	79.8	80.0	82.0
都市公園のバリアフリー化率	%	35.4	36.8	39.7	40.2	40.8	
		H19	36.8	38.9	41.2	42.0	43.4



## 第4章 計画の基本方針(重点の設定)

帯広市子ども・子育て支援事業計画は、「おびひろこども未来プラン」の基本理念である「子どもたちが夢と希望にあふれ、健やかに育つまち おびひろ」を継承し、5つの基本目標のうち、「Ⅰ 子どもの権利を尊重する」「Ⅱ 安心して生み育てられるしくみをつくる」「Ⅲ 子どもの成長や子育てと仕事の両立を支援する」を重点化・推進する計画です。

本計画を推進するにあたり、「子ども」、「親」、「社会」の視点から、以下の3つの重点を設定します。

### 1. 子どもの健やかな成長を支える

全ての子どもの健やかな育ちを保障するため、乳児、幼児、学童期を通じて、質の高い教育・保育を提供します。

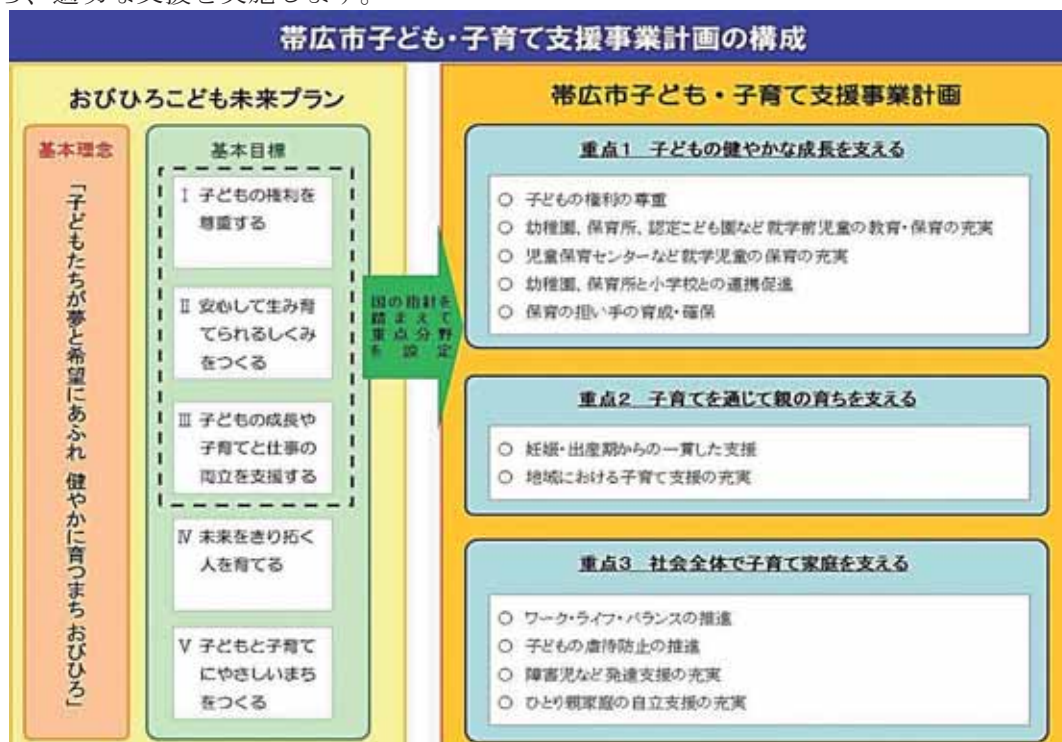
### 2. 子育てを通じて親の育ちを支える

全ての親が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる中で、成長し、保護者としての責任を果たしていけるよう、家族を含めた支援の視点を持ちながら、子育てに対する負担感・不安感・孤立感を解消する施策を推進します。

### 3. 社会全体で子育て家庭を支える

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本認識のもと、市民や企業、行政が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、仕事と家庭の両立に向けた施策を推進します。

また、障害、虐待などの状態のある児童に対して、地域の関係機関や住民が連携しながら、適切な支援を実施します。





## **第5章 施策の推進**

### **【重点1】子どもの健やかな成長を支える**

#### **1. 子どもの権利の尊重**

##### **(1) 現状と課題**

- 近年、いじめや体罰、虐待など、子どもの権利が侵害される事件が発生しており、社会問題となっています。
- 我が国では、平成6年に、子どもの最善の利益を保障し、子どもの4つの権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）を認める「児童の権利に関する条約」を批准しています。
- この条約の趣旨を踏まえ、本市においても、平成22年に策定した「おびひろこども未来プラン」の中で、施策を展開するにあたり、すべての原点にある考え方を「子どもの権利の尊重」としており、これまで、人権の啓発活動のほか、虐待防止や子どもの発達に関する相談体制の充実などの取り組みを進めています。
- 今後も、啓発活動などを通じて、子ども一人ひとりの人権が尊重され、子どもが自信を持って生きていけるような地域社会づくりを進めていく必要があります。

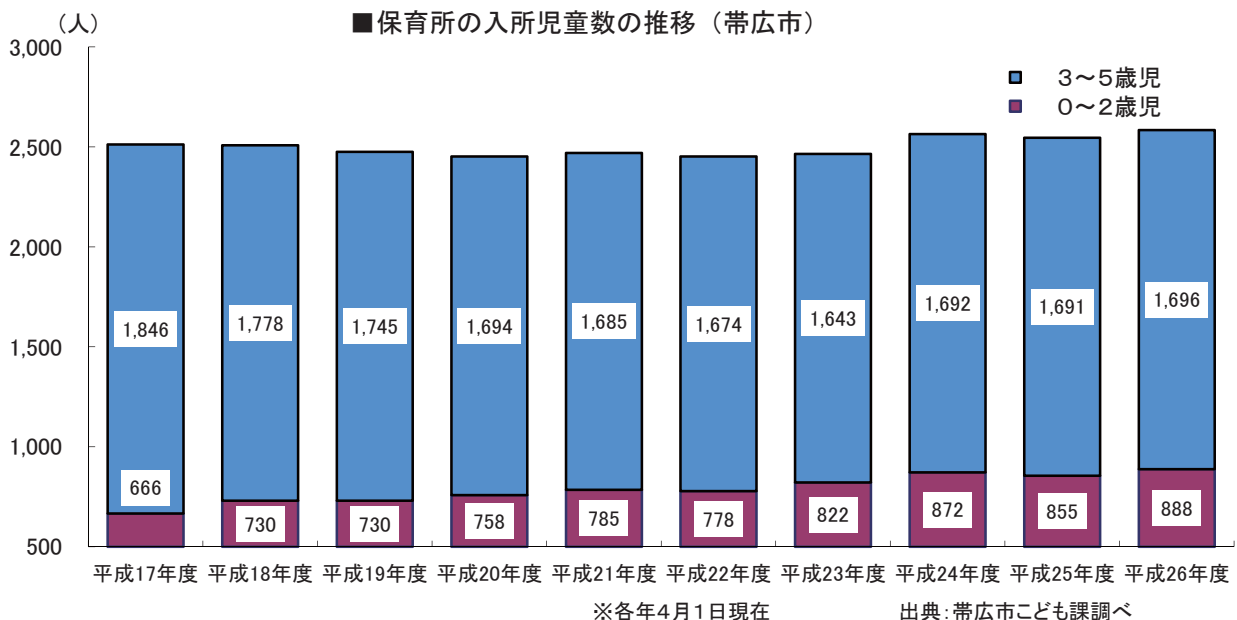
##### **(2) 主な施策**

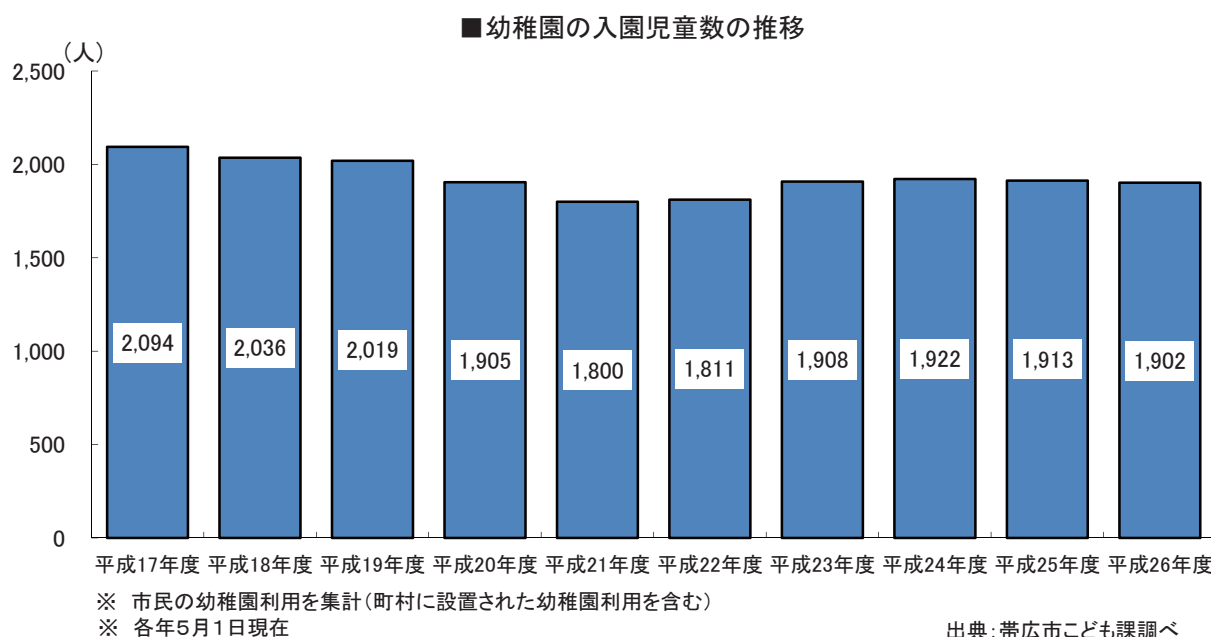
- イベント等で、子どもの権利の尊重に関するパネルなどを作成・展示するほか、広報資料や各種制度の手引きなどに掲載するなど、幅広く市民に周知啓発を図ります。
- 子どもが自ら持つ権利について学ぶ機会を提供するため、子どもの権利の尊重に関する出前講座を実施します。
- 子どもの権利に十分配慮した保育が行えるよう、市内の保育・子育て、療育関係施設で構成される「子どもランド・おびひろ」等において、子どもの権利の尊重をテーマとした研修会を実施します。

## 2. 幼稚園、保育所、認定こども園など就学前児童の教育・保育の充実

### (1) 現状と課題

- 本市では、0～2歳の低年齢児の2割、3歳以上児の9割が、保育所または幼稚園を利用しており、集団教育・保育へのニーズが高いと考えられます。(P14 参照)
- 少子化の進行により、就学前児童数は減少していますが、働き方の多様化などにより、保育所の入所児童数は、ここ数年増加傾向にあります。特に、低年齢児は、この10年で222人(33.3%)増加していますが、これは、3歳から幼稚園、保育所の利用を考えていた保護者が、低年齢から子どもを保育所に預けていることが要因と考えられます。
- 一方、幼稚園の入園児童数は、年によってばらつきが大きいものの、ここ数年は横ばいとなっています。
- 平成27年施行予定の子ども・子育て支援新制度では、地域の教育・保育、地域の子育て支援等のニーズを踏まえ、保護者の就労状況や経済状況等にかかわらず、全ての子ども・子育て家庭に質の高い就学前の保育・教育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。
- 今後も、国の制度などを活用しながら、地域の教育・保育の質や量を確保するとともに、保護者のニーズに合った多様な保育を提供していく必要があります。





## (2) 主な施策

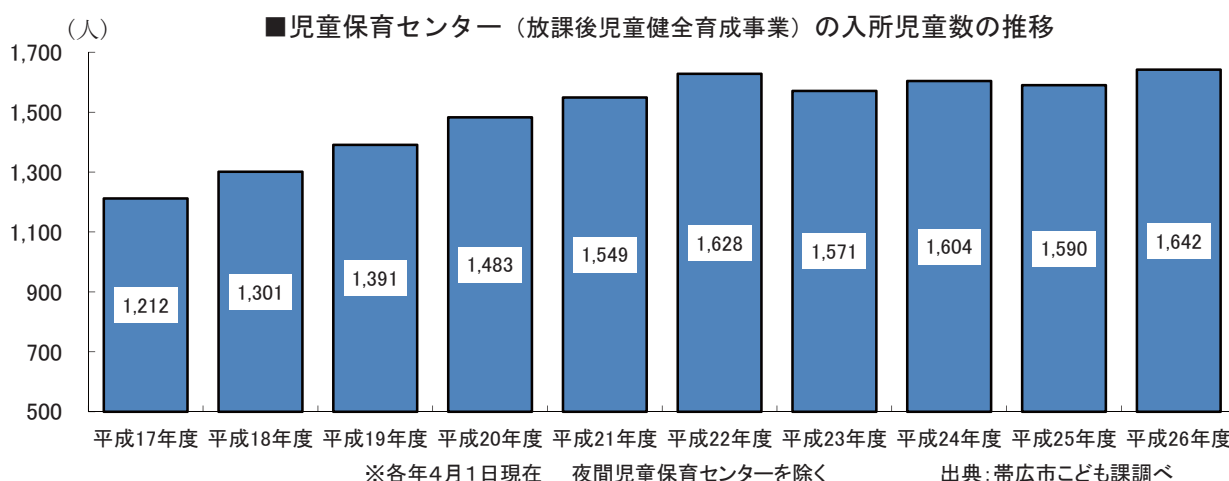
- 既存の幼稚園からの移行などにより、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の設置を促進します。
  - ※ 認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設。
- 制度改正により新たに認められた19人以下の小規模保育や事業所内保育施設などを活用しながら、低年齢児の保育需要の増に対応します。
 

また、小規模保育などを卒園した児童が、連携施設に滑らかに接続できるよう、支援します。
- 民間と行政がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、持続可能な教育・保育の提供体制の構築を図ります。
- 老朽化した保育所の改築や修繕を進めるなど、子どもの安全・安心を確保します。
- 保護者のライフスタイルの変化に合わせ、一時預かりや時間外保育、病児・病後児保育など多様な保育・教育を実施します。
- 障害のある子どもが、集団の中でともに成長できるよう、幼稚園、保育所等で、子どもの特性や成長に合った教育・保育を提供します。
- 就労状況や保育所までの移動手段など保護者の状況、虐待や要支援など児童の状況、家族構成の状況などを考慮しながら、保育所の入所決定を行います。

### 3. 児童保育センターなど就学児童の保育の充実

#### (1) 現状と課題

- 1～3年生の就学児童のうち4割が、各小学校区に設置している児童保育センター（放課後児童健全育成事業）を利用しています。（P14 参照）
- 近年、働き方の多様化などにより、保育所と同様、児童保育センターの入所児童数も、増加傾向にあり、この10年で430人(35.5%)の増となっています。  
さらに、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象が、1～3年生から、6年生まで拡大されることから、今後、児童保育センターの利用者数がさらに増加するものと考えられます。
- 平成26年8月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、平成31年度末までに、放課後児童健全育成事業の受け入れ枠を30万人増やすため、小学校の余裕教室や放課後等に使用しない教室などを活用するとしています。
- 本市としても、教育施設などを積極的に活用しながら、児童の受け入れ枠の確保をしていくとともに、保護者のニーズを踏まえた多様な保育を提供していく必要があります。



#### (2) 主な施策

- 余裕教室や放課後等に使用しない教室などを活用しながら、対象児童の拡大等による保育需要の増に対応します。
- 一時的な保育需要への対応のために設置してきた児童保育センターの分室について、対象児童の拡大等により常設化する場合には、移転・改築などにより施設の耐震化を進めるなど、子どもの安全・安心を確保します。
- 保護者のライフスタイルの変化に合わせ、延長保育など多様な保育を実施します。
- 障害のある子どもが、集団の中でともに成長できるよう、児童保育センターで、子どもの特性や成長に合った保育を提供します。

## 4. 幼稚園、保育所と小学校との連携促進

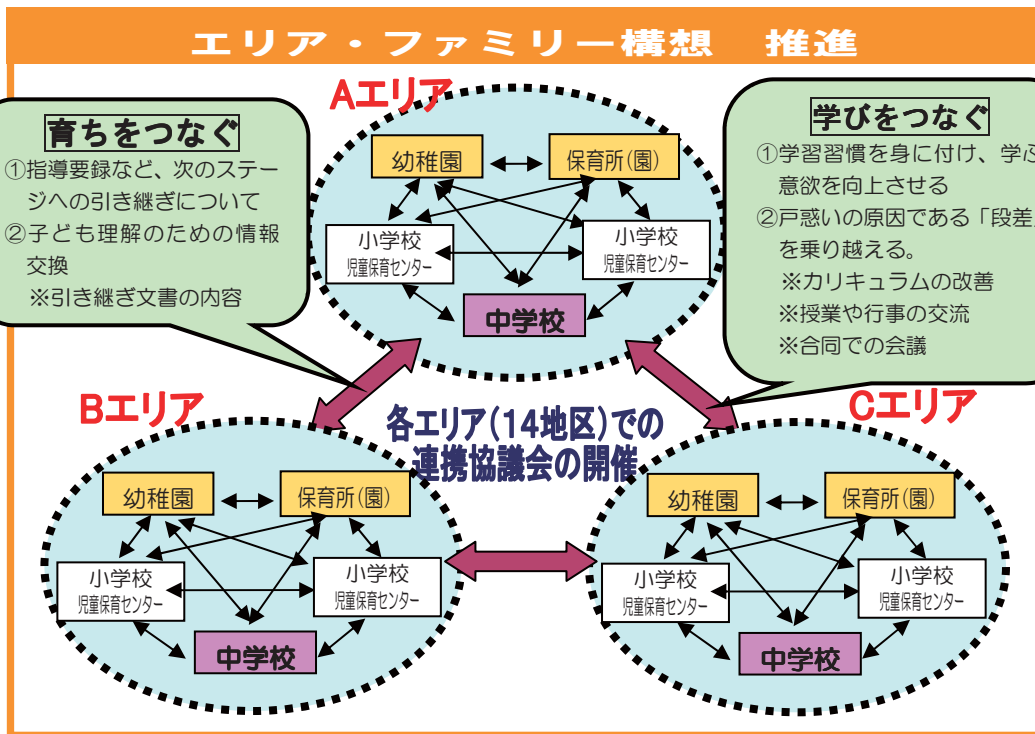
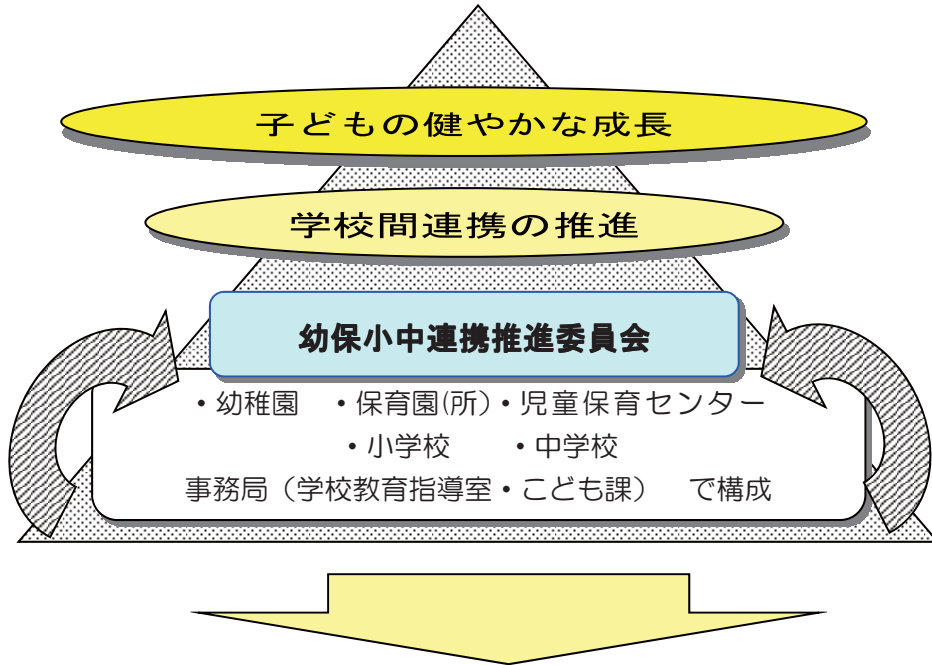
### (1) 現状と課題

- 子どもの発達は幼児期と就学期で連続しており、それぞれの成長段階での円滑な接続が重要です。
- このため、子どもの発達を長期的な視点でとらえ、それぞれの立場での教育内容や指導方法の違いや、共通点について理解し、発達段階に応じた適切な指導ができるよう環境を整備する必要があります。
- 本市では、これまで、幼稚園や保育所、小学校、児童保育センター、中学校の代表などによる協議の場を設置し、幼保小中連携を進めてきたほか、教職員等の意識の啓発や指導方法の向上に取り組んできました。
- 小学校に進学した際、新しい環境に対応できずにつまずく、いわゆる小1プロブレム等の課題を踏まえ、本市においても、地域の関係者が連携しながら、子どもが安心して学び・育つ環境を充実する必要があります。

### (2) 主な施策

- 全市レベルの幼保小中連携推進委員会、中学校区を中心とした地域レベルの協議の場を通じて、幼稚園、保育所、小学校などが、これまで蓄積してきた教育・保育のノウハウを活かしながら、互いに連携することにより、子どもの育ちや学びを支援します。
- 市内の保育士、幼稚園・小学校教諭などを対象に、子どもの育ちや学びの連続性、幼保小連携の意義、実践方法などについて理解を深める研修会を開催します。
- 授業参観や授業協力、生徒指導に関する交流などを通じて、幼稚園や保育所と小学校等との相互連携を進めます。

■ 幼稚園、保育所と小学校等の連携促進（エリア・ファミリー構想 帯広市）



## 5. 幼児教育・保育の担い手の育成・確保

### (1) 現状と課題

- 家庭や子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、幼稚園教諭や保育士は、子育て支援の専門職として、児童虐待や要支援児童への対応など、様々な分野での活躍が期待されています。

国が進める子ども・子育て支援新制度の取り組みにより、平成29年度末には、全国で、保育士が約7.4万人不足することが見込まれるなど、地域の幼児教育・保育を支える幼稚園教諭や保育士の確保が喫緊の課題となっています。

- こうした中、国では、人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善など人材確保に向けた取り組みを進めるとともに、地域での人材確保を支える取り組みを総合的に展開しています。
- 本市においても、これまで、市内の保育・子育て、療育関係施設で構成される「子どもランド・おびひろ」などの活動を通じて、幼稚園教諭や保育士の資質向上を目的とした研修会の開催などの取り組みを行っています。
- 今後、子ども・子育て支援新制度の施行により、保育所や児童保育センターの受け入れ枠の拡大、地域の子育て支援の充実などが必要となることから、事業の担い手である幼稚園教諭や保育士の確保、資質の向上などの取り組みを進めていく必要があります。

### (2) 主な施策

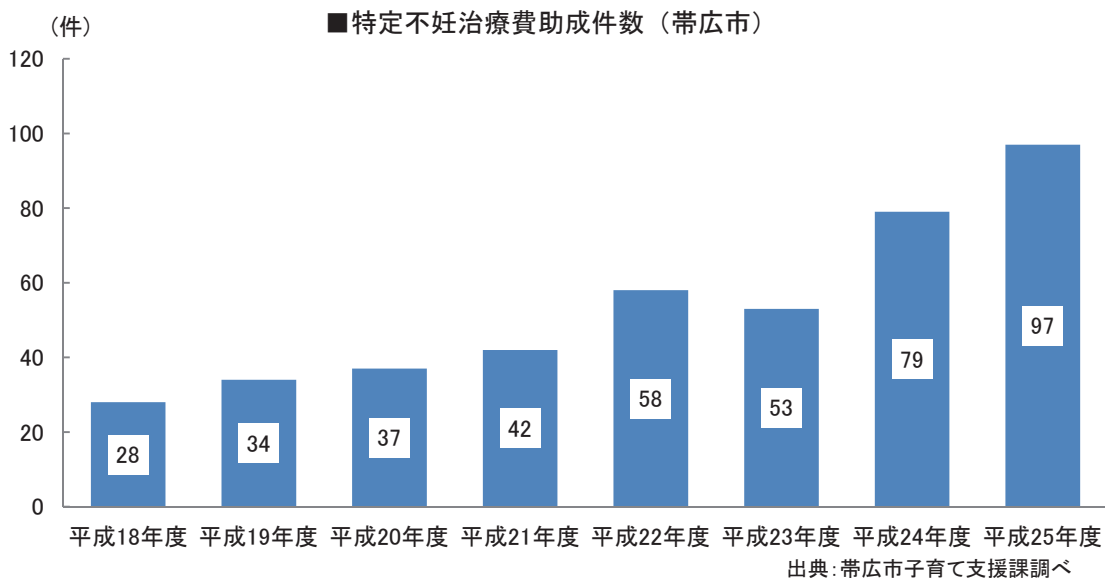
- 就職前の期待と現実とのギャップによる離職を防ぐため、民間と連携しながら、新人の幼稚園教諭や保育士を対象とした研修を実施します。
- 出産・子育てなどで職を離れた保育士の職場復帰を支援するため、公立保育所で実習の受け入れを行います。
- 幼児教育や保育の質の向上に向けて、現場の幼稚園教諭や保育士の専門性や資質を高める研修の充実を図ります。
- 市内の保育所の求人情報を集約・提供することで、保育士の就職活動を支援します。

## 【重点2】子育てを通じて親の育ちを支える

### 1. 妊娠・出産期からの一貫した支援

#### (1) 現状と課題

- 親子の健康、子どもの健やかな成長を保障するためには、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりが重要です。
- 本市では、妊娠前、妊娠期の支援として、妊婦の健康管理の充実や妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を目的に、妊婦健康診査の公費負担を実施しています。(P17 参照)  
また、不妊に悩む方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成しています。
- 出産期、産後・育児期の支援としては、乳幼児の健康管理を目的とした乳幼児健康診査の公費負担のほか、子育てに関する相談を受ける母性相談室などの取り組みを行っています。  
また、地域で安心して育児ができるように、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を通じて、個々の養育環境を具体的に把握し、適切な支援を行うなど、子育て家庭の孤立化防止に努めています。(P17 参照)
- 今後も、妊娠前、妊娠期、出産期、産後・育児期を通じた切れ目ない支援によって、親と子の心身の健康の増進を支援していく必要があります。

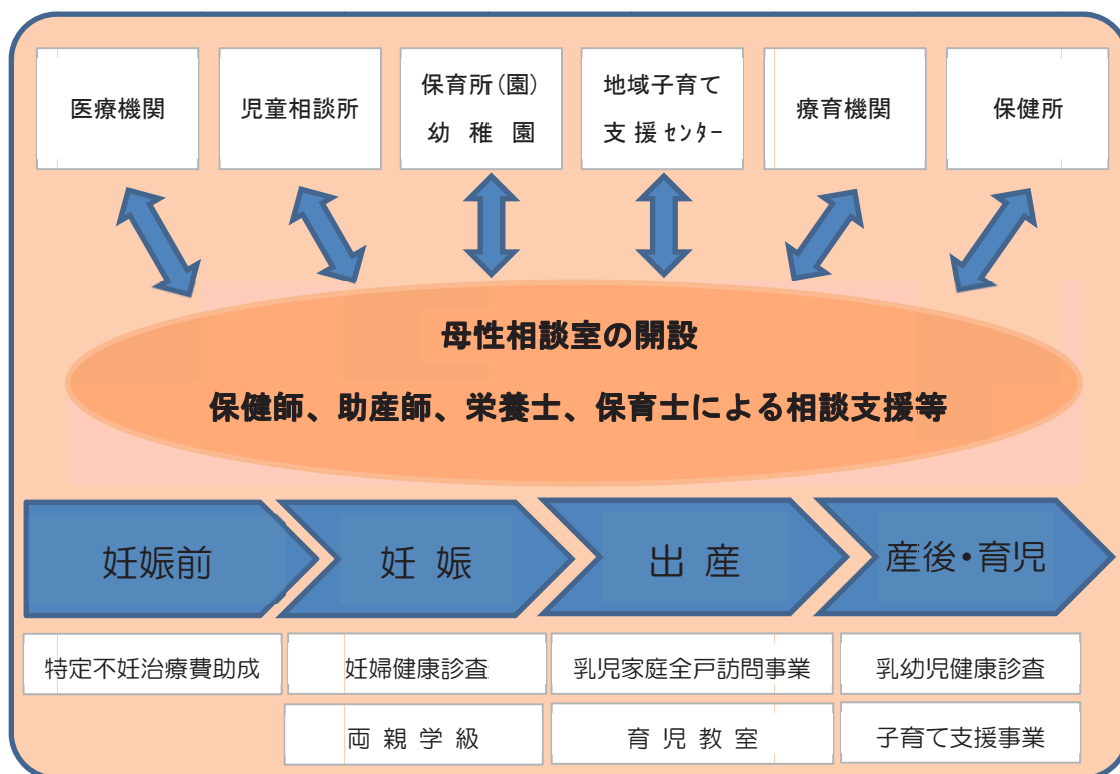




**(2) 主な施策**

- 母性相談室などの取り組みを通じて、関係機関との連携を強化しながら、子どもの成長発達に応じた適切かつきめ細かな相談や訪問支援を実施することにより、妊娠前から子育て期まで切れ目ない支援を行います。
- 妊娠・出産に係る保健指導等の充実を図るとともに、妊婦健康診査の費用助成や、特定不妊治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

**■妊婦・出産期から子育て期までの支援**



## 2. 地域における子育て支援の充実

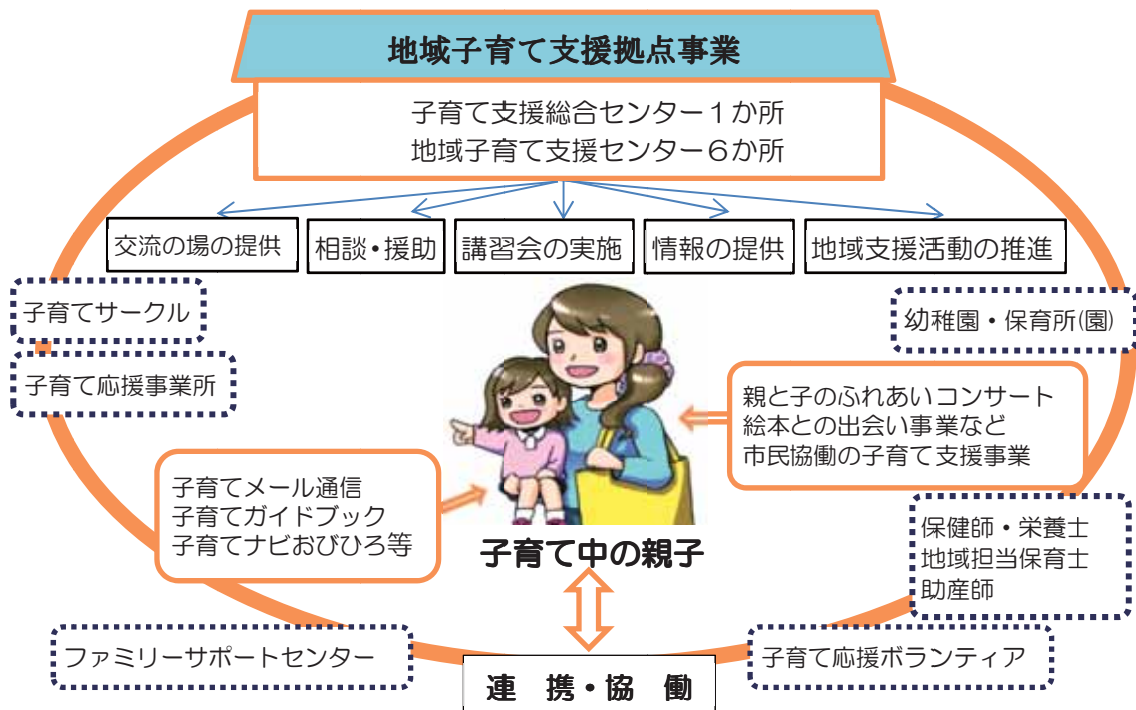
### (1) 現状と課題

- 核家族化の進行や、地域社会における人間関係の希薄化が進み、子育てに不安や孤立感を抱いている親が増加傾向にあります。(P15 参照)
- 本市が平成 25 年 8 月に実施したニーズ調査において、子育てに「喜びや楽しみ」を感じていると回答した人が 74.9%に達していることから、大半の親が、子育てを肯定的に捉えています。(P12 参照)  
一方、子育てに「強い不安や負担」を感じていると回答した人が 13.2%おり、子育てや教育にかかる経済的な負担の大きさや、仕事と子育ての両立の難しさが、不安や負担感の主な要因となっています。(P12 参照)
- 本市では、子育て中の親の不安やストレスの軽減などを目的として、保健福祉センター内に設置した子育て支援総合センターや、保育所に設置した地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する様々な相談支援のほか、親子が自由に遊び交流する場の提供や各種講座の開催、子育てに関する情報提供などを実施しています。  
また、一時的に子どもを預かる一時保育事業や子育て短期支援事業（ショートステイ）のほか、子育てを援助して欲しい人と援助したい人をマッチングするファミリー・サポート・センター事業などにも取り組んでいます。(P18 参照)
- こうした取り組みのほか、望ましい食習慣を身につけることを目的とした、親子で参加できる料理教室の開催や十勝の食材を使用した保育所給食の提供を通じて、乳幼児期からの食育を推進しています。
- 地域では、様々な要因で子育てに悩みや不安を抱えている家庭があることから、こうした家庭が孤立しないように、関係機関が連携しながら、子育て支援事業などを展開し、親の子育てを支えていく必要があります。

**(2) 主な施策**

- 市のホームページや子育てメール通信、情報誌などさまざまな媒体を通じて、子育てに関する情報を分かりやすく発信します。
- 子育ての不安・ストレスの軽減が図られるよう、地域子育て支援センターや保育所のあそびの広場など、地域で親子が交流し、いつでも気軽に相談ができ、子育てに関する情報が得られる環境の整備を進めます。  
また、地域子育て支援センターと地域の関係機関・団体との連携を促進するとともに、世代間交流などを進め、地域で人と人が触れ合う中で親子が共に育っていく環境づくりを進めます。
- 一時的に子どもを預けたいという保護者のニーズに応えるため、保育所で実施している一時保育事業や児童養護施設で実施している子育て短期支援事業（ショートステイ）について、受入れ枠の確保を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業などを通じて、地域全体で子育て家庭を支え合う環境づくりを進めます。  
また、事業の一層の周知を図るとともに、利用者が安心して預けられるよう提供会員の資質向上に向けて、研修内容などの充実を図ります。
- 保育士など専門知識を有する人材を活かしながら、地域の子育て支援を行います。
- 公立保育所のコーディネート機能を発揮しながら、地域の子育て支援施策を総合的に推進します。
- 十勝の食材を使用した保育所給食の提供や、親子で参加できる体験型の料理教室、出前講座の開催を通じて、地域の基幹産業である農業や食の大切さへの理解を深める機会を提供します。

■帯広市の地域子育て支援拠点事業のイメージ図



### **【重点3】社会全体で子育て家庭を支える**

#### **1. ワーク・ライフ・バランスの推進**

##### **(1) 現状と課題**

- 人口減少や少子高齢化の進行などにより、労働力人口が減少する中、地域が持続的に発展していくためには、女性の活躍が求められており、女性が働きやすい環境を整えていく必要があります。
- 母親の育児休業の取得状況は6割に留まっており、取得しない主な理由として、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」を挙げていることから、対象者に育児休業の取得を促すような働きやすい職場環境づくりが求められています。(P6 参照)  
また、父親の積極的な育児参加が、母親の就業復帰の支援にもつながることから、父親の育児休業の取得についても促進する必要があります。
- 小規模の事業所において、育児休業制度の導入があまり進んでいない現状がありますが、「平成 24 年度男女共同参画に関する事業所意識調査結果」によると、女性従業員に「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を継続して欲しい」と回答した事業者が半数に留まっていることから、女性の継続雇用に対する意識の低さが影響しているものと考えられます。
- 男女が共に働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めていくためには、事業所等において、性別による固定的な役割分担の意識や慣行をなくし、男女ともに育児休業を取得しやすくするなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・浸透を図るとともに、安心して子育てのできる環境を整備していく必要があります。

##### **(2) 主な施策**

- 子育て応援事業所制度の普及啓発などを通じて、育児休業の取得や職場の協力体制づくりを促進します。
- 従業員の仕事と家庭の両立を支援する事業所内保育施設の設置を促進します。
- 出産や子育てに理解のある働きやすい職場環境づくりに向けて、関係団体等と連携して、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや講座を実施するなど、事業所等に対する意識啓発を進めます。

## 2. 子どもの虐待防止の推進

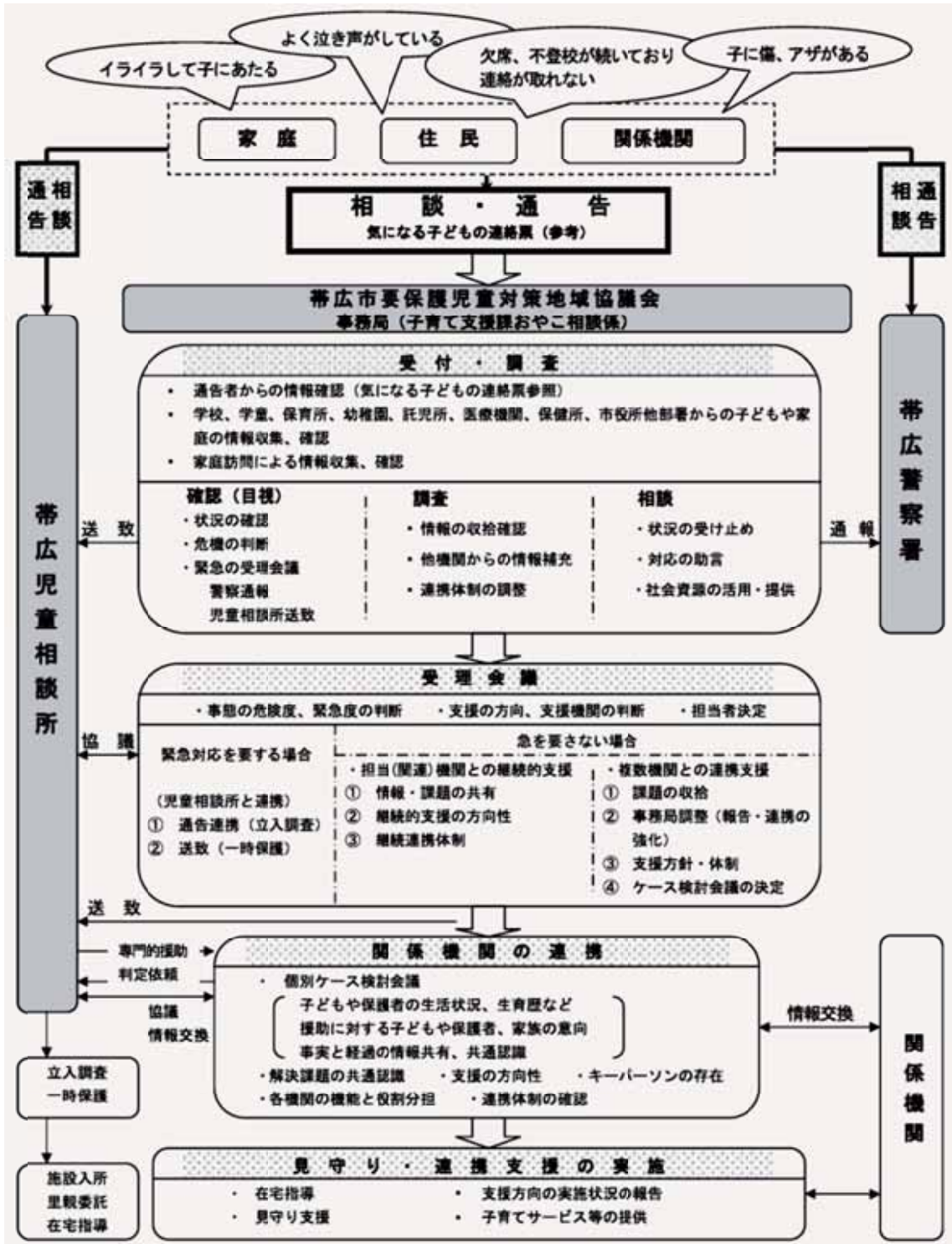
### (1) 現状と課題

- 子育てに不安や孤立感を抱いている親の中には、誰にも相談できないことで、社会的孤立を深め、行政の支援が受けられないまま、児童虐待などを引き起こしてしまう人がいます。
- 児童虐待は、子どもの身体のみならず、心にも深い傷を残すため、虐待を受けた子どもが親になりさらに虐待を繰り返す「世代間での虐待の連鎖」を引き起こすなど、次世代の子どもの育成にも影響を及ぼす恐れがあります。
- 本市では、これまで、保健師や助産師、公立保育所に配置している地域担当保育士などが、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境等の把握を行うなど、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めています。(P17 参照)  
また、要保護児童等に対する適切な支援を目的に設置した「帯広市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所など関係機関と連携した取り組みを進めています。
- 本市の児童虐待防止相談の件数はここ数年減少しているものの、継続した見守りや支援が必要な家庭など、対応が難しいケースが増えていることから、今後も、関係機関との連携を一層深めながら、児童虐待に関する通告や相談への迅速な対応など、早期発見、早期対応等の取り組みを進めていく必要があります。(P15 参照)

### (2) 主な施策

- 児童虐待防止について、市民の理解を促すとともに、社会全体で取り組む機運を醸成するため、リーフレットの配布や研修会等の開催を通じた啓発活動を進めます。
- 乳児家庭全戸訪問事業での養育環境等の把握や、病院、保育所・幼稚園、学校など、関係機関との連携により、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発・深刻化防止に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会の取り組みを通じて、地域の関係機関が連携しながら、個々のケースの状況に応じた適切な支援を行います。

■帯広市の相談・通告の流れ





## ■帯広市要保護児童対策協議会の構成員

区 分	構 成 員	
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	国	釧路地方法務局帯広支局民事専門官
	北海道	帯広警察署生活安全課長
		十勝総合振興局保健環境部保健行政室長
		十勝総合振興局保健環境部児童相談室長
	帯広市	教育委員会学校教育部学校教育指導室長
		保健福祉部社会課長
		保健福祉部障害福祉課長
		保健福祉部保護課長
		市民活動部男女共同参画推進課長
		こども未来部長
		こども未来部企園調整監
こども未来部青少年課長		
こども未来部こども課長		
こども未来部子育て支援課長		
法人 (法第25条の5第2号)	一般社団法人帯広市医師会	地域福祉部長
	社団法人十勝歯科医師会	専務理事
	社団法人私立幼稚園協会十勝支部	支部長
	社会福祉法人十勝こども家庭支援センター	主任相談員
	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会	事務局長
その他の者 (法第25条の5第3号)	帯広人権擁護委員協議会	人権擁護委員
	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	支部長
	帯広市校長会	生徒指導担当(帯広市青少年問題協議会幹事)
	帯広私立保育園連絡協議会	会長
	帯広市生徒指導連絡協議会	会長
北海道高等学校長協会十勝支部	支部長	
上記の他市長が指名する者		

### 3. 障害児など発達支援の充実

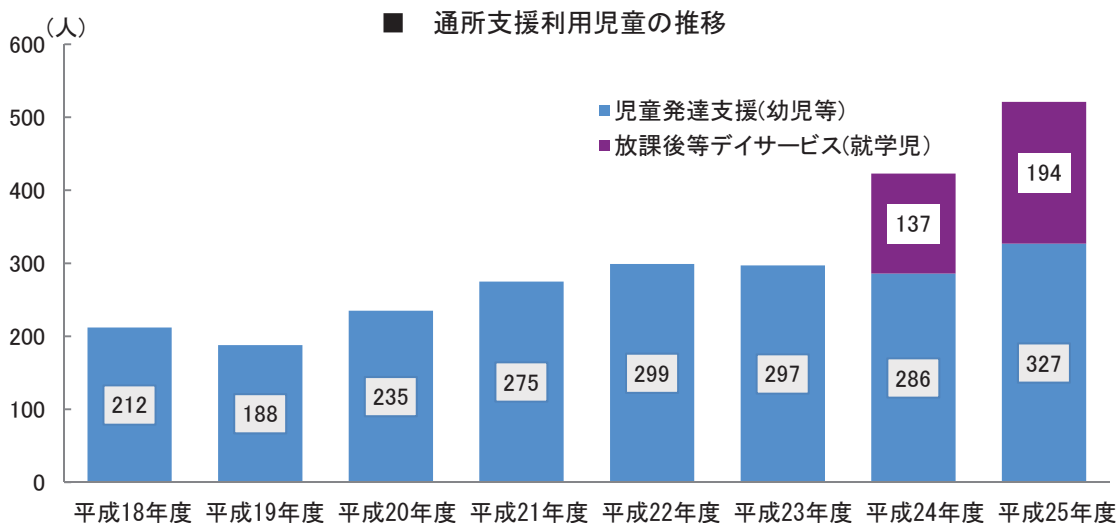
#### (1) 現状と課題

- 障害のある子どもやその家族にとって、障害のあることが不安感や負担感の要因となっていることから、それらを軽減するとともに、社会全体で子どもの育ちや親の子育てを支えていく必要があります。
- 障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に必要な治療と療育を行うことにより、日常生活や社会生活の能力の向上を図り、社会参加へつなげていく必要があります。
- 平成24年には改正児童福祉法が施行され、障害のある子どもができるだけ身近な場所で適切な療育を受けられるよう体制の整備が進められるとともに、「放課後等デイサービス」の創設など、学齢期における支援の充実が図られています。
- 本市においても、独自の取り組みとして、乳幼児健康診査などを通じて、発達が気になる子どもの早期発見・早期療育につなげる目的で、平成24年に「こども発達相談室」を設置しています。

また、平成26年からは、子どもに対する理解を深めることを目的として、子どもの健康や育ち、生活実態、特性などを保護者が事前に記録し、関係する支援機関と情報を共有する「生活支援ファイル つなぐっと」の取り組みを進めています。

- こうした取り組みを通じて、子どもの障害や発達に対する保護者の気づき・理解につながっており、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業など、通所支援を利用する子どもが増加しています。

今後も、早期発見・早期療育の取り組みに加え、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう、関係機関の連携を強化し、子どもや家族に対する支援を充実する必要があります。



※H18～H23は児童デイサービス(幼児と就学児が一緒)

※複数の施設を利用する場合あり

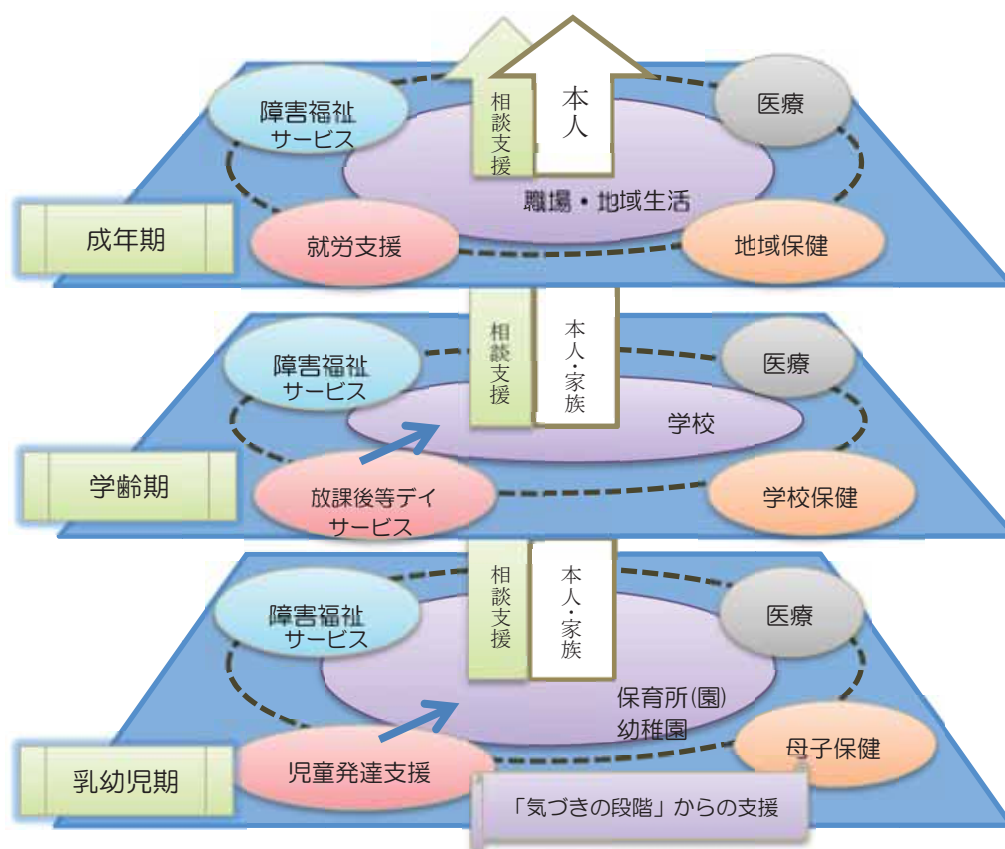
出典：帯広市障害福祉課、子育て支援課調べ



## (2) 主な施策

- 障害のある子どもや発達に支援の必要な子どもを早期発見し、適切な支援につなげることができるよう、児童発達支援事業所や幼稚園・保育所、学校などの関係機関による連携を進めます。
- こども発達相談室や障害児相談支援事業所などの利用を通じて、障害のある子どもや発達に支援の必要な子どもが安心して生活できるよう、相談支援体制を充実します。
- 障害や支援の必要な子どものライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援を行うため、関係機関の縦横連携を進めます。

■ライフステージに応じた切れ目の切れない支援のイメージ図

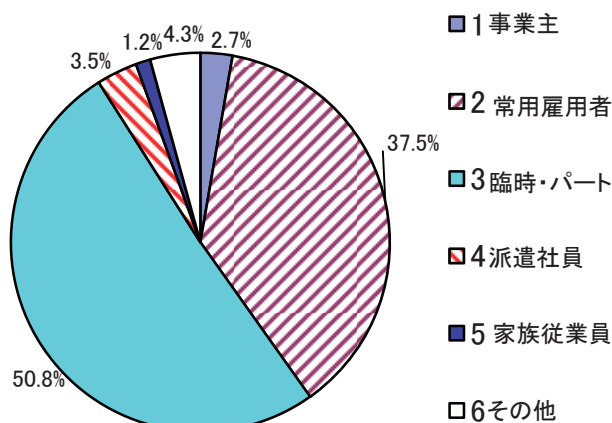


## 4. ひとり親家庭の自立支援の充実

### (1) 現状と課題

- ひとり親家庭は、子育てと仕事を一人で担っており、両親がいる家庭に比べ、経済的負担が大きい状況にあります。
- 母子世帯は、離婚件数の増などを背景に増加傾向にあり、平成22年で2,382世帯と、この20年で591世帯(33.0%)の増となっています。(11ページ参照)  
 一方、父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しており、平成22年で218世帯となっています。
- また、母子世帯の保護者の50.8%は、臨時・パートで就労しており、収入、就業形態、職種や勤務時間などが、本人の希望と必ずしも合致していないものと考えられます。
- 国では、平成22年に、児童扶養手当や自立支援事業の対象を父子家庭に拡大するなど、ひとり親家庭に対する施策を拡充していますが、今後も、こうした制度を活用しながら、ひとり親家庭の自立や生活を総合的に支援していく必要があります。

■ 母子世帯の保護者の就業形態（帯広市）



出典：平成25年度帯広市母子家庭の就労状況等に関するアンケート集計結果

### (2) 主な施策

- 母子家庭等就業・自立支援センターと連携しながら、地域生活や養育費に関する専門的な相談を行うほか、就業に関する相談や技能習得、就業情報提供まで一貫した就労支援サービスを提供することにより、正規雇用に向けた支援を行うなど、ひとり親家庭の自立を総合的に支援します。
- 生活や就業に関する相談や就業に有利となる資格の取得を支援するほか、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成などを通じて経済的負担の軽減を図ることにより、ひとり親家庭の自立を支援します。

## 第6章 特定教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査に基づいた量の見込みと確保方策を盛り込むことが義務付けられています。（ニーズ調査については、平成25年9月に実施）

本市における、各事業の量の見込みと確保方策については、以下のとおりです。

### 1. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

#### (1) 1号認定（幼稚園、認定こども園の利用）

1号認定の必要サービス量については、平成28年度の2,033人をピークに減少に転じ、平成31年度には1,887人となる見込みです。

今後、既存の幼稚園が認定こども園への移行を計画していることにより、児童の受入れ枠が減少しますが、児童の受入れ体制の確保に努めます。

区域数				平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度			
				1号認定	(2号認定) 幼児期の学校教育の利用希望が強い	1号認定	(2号認定) 幼児期の学校教育の利用希望が強い	1号認定	(2号認定) 幼児期の学校教育の利用希望が強い	1号認定	(2号認定) 幼児期の学校教育の利用希望が強い	1号認定	(2号認定) 幼児期の学校教育の利用希望が強い		
量の見込み				市町村内		1,632人	389人	1,642人	391人	1,623人	388人	1,579人	377人	1,524人	363人
				計①		2,021人		2,033人		2,011人		1,956人		1,887人	
				計②		2,021人		2,033人		2,011人		1,956人		1,887人	
確保方策	市内	特定教育・保育施設 認定こども園	0人		540人		540人		540人		540人				
		確認を受けない幼稚園	2,230人		1,590人		1,590人		1,590人		1,590人				
	市外	確認を受けない幼稚園	75人		75人		75人		75人		75人				
		計②	2,305人		2,205人		2,205人		2,205人		2,205人				
差(① - ②)				△284人		△172人		△194人		△249人		△318人			

※認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

**(2) 2号認定（3歳以上児の保育所、認定こども園等の利用）**

2号認定の必要サービス量については、平成28年度の1,883人をピークに減少に転じ、平成31年度には1,748人となる見込みです。

一時的に受入れ枠の不足が生じるため、定員の弾力化などを活用することにより、受け入れ体制の確保に努めます。

区域数			1		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
			2号認定	2号認定	2号認定	2号認定	2号認定		
					「幼児期の学校教育の利用希望が強い」を除く。	「幼児期の学校教育の利用希望が強い」を除く。	「幼児期の学校教育の利用希望が強い」を除く。	「幼児期の学校教育の利用希望が強い」を除く。	「幼児期の学校教育の利用希望が強い」を除く。
量の見込み		市内	1,869人	1,883人	1,860人	1,810人	1,748人		
		計①	1,869人	1,883人	1,860人	1,810人	1,748人		
確保方策	市内	特定教育・保育施設	認定こども園	0人	100人	100人	100人	100人	
			保育所	1,608人	1,598人	1,598人	1,598人	1,598人	
		認可外保育施設（へき地保育所）	170人	170人	170人	170人	170人		
	計②	1,778人	1,868人	1,868人	1,868人	1,868人			
差(① - ②)			91人	15人	△8人	△58人	△120人		

(参考) 認可外保育施設の入所児童数 (H25.10.1)

3～5歳 : 134人 (うち事業所内保育施設 56人)

帯広市子ども課調べ

**(3) 3号認定（3歳未満児の保育所、認定こども園等の利用）**

3号認定の必要サービス量については、平成27年度の0歳246人、1・2歳1,000人をピークに減少に転じ、平成31年度には0歳230人、1・2歳900人となる見込みです。

小規模保育など特定地域型保育事業の実施が予定されているものの、計画期間を通じて、3号認定の児童の受入れ枠の不足が生じることから、定員の弾力化などを活用することにより、受け入れ体制の確保に努めます。

区域数			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
			3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		
			0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
量の見込み	市内	246人	1,000人	241人	960人	237人	931人	233人	914人	230人	900人		
	計①	246人	1,000人	241人	960人	237人	931人	233人	914人	230人	900人		
確保方策	市内	特定教育・保育施設	認定こども園	0人	0人	0人	19人	0人	19人	0人	19人	0人	19人
		保育所	201人	771人	201人	771人	201人	771人	201人	771人	201人	771人	
		特定地域型保育事業	5人	33人	5人	33人	5人	33人	5人	33人	5人	33人	
		認可外保育施設（へき地保育所）	0人	70人	0人	70人	0人	70人	0人	70人	0人	70人	
	計②	206人	874人	206人	893人	206人	893人	206人	893人	206人	893人		
差(① - ②)		40人	126人	35人	67人	31人	38人	27人	21人	24人	7人		

(参考) 認可外保育施設の入所児童数 (H25.10.1)

0歳 : 52人 (うち事業所内保育施設 31人)

1～2歳 : 203人 (うち事業所内保育施設 122人) 帯広市こども課調べ

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

本事業は、施設や事業の斡旋などの支援を行うことから、本庁舎（こども課）と保健福祉センター（子育て支援課）の2か所を実施主体として位置付けます。

支援実施に必要な体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	量の見込み ①	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	確保 方策 実施か所数②	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	差(①-②)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

### (2) 地域子育て支援拠点事業

私立保育所への委託などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	量の見込み ①	月・延 6,389 人	月・延 6,166 人	月・延 6,010 人	月・延 5,905 人	月・延 5,812 人
	確保 方策 実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
	利用可能数②	月・延 6,524 人	月・延 6,524 人	月・延 6,524 人	月・延 6,524 人	月・延 6,524 人
	差(①-②)	月・延 △ 135 人	月・延 △ 358 人	月・延 △ 514 人	月・延 △ 619 人	月・延 △ 712 人

### (3) 妊婦健康診査事業

医療機関等への委託などにより、健診体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	量の見込み	妊婦一般健康診査①	年・延 17,880 回	年・延 17,701 回	年・延 17,524 回	年・延 17,349 回	年・延 17,176 回
		超音波検査②	年・延 8,460 回	年・延 8,375 回	年・延 8,291 回	年・延 8,208 回	年・延 8,126 回
	確保方策	妊婦一般健康診査③	年・延 17,880 回	年・延 17,701 回	年・延 17,524 回	年・延 17,349 回	年・延 17,176 回
		超音波検査④	年・延 8,460 回	年・延 8,375 回	年・延 8,291 回	年・延 8,208 回	年・延 8,126 回
	妊婦一般健康診査差(①-③)		年・延 0 回	年・延 0 回	年・延 0 回	年・延 0 回	年・延 0 回
	超音波検査差(②-④)		年・延 0 回	年・延 0 回	年・延 0 回	年・延 0 回	年・延 0 回

**(4) 乳児家庭全戸訪問事業**

必要な職員の配置などにより、全戸訪問可能な体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	量の見込み ①	年・延 1,254 件	年・延 1,232 件	年・延 1,214 件	年・延 1,195 件	年・延 1,176 件
	確保方策 訪問件数 ②	年・延 1,254 件	年・延 1,232 件	年・延 1,214 件	年・延 1,195 件	年・延 1,176 件
	差(①-②)	年・延 0 件	年・延 0 件	年・延 0 件	年・延 0 件	年・延 0 件

**(5) 養育支援訪問事業**

必要な職員の配置などにより、支援実施可能な体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	量の見込み ①	年・延 200 件	年・延 200 件	年・延 200 件	年・延 200 件	年・延 200 件
	確保方策 訪問件数 ②	年・延 200 件	年・延 200 件	年・延 200 件	年・延 200 件	年・延 200 件
	差(①-②)	年・延 0 件	年・延 0 件	年・延 0 件	年・延 0 件	年・延 0 件

**(6) 子育て短期支援事業（児童養護施設のショートステイ）**

私立児童養護施設への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	量の見込み①	年・延 39 人	年・延 38 人	年・延 38 人	年・延 37 人	年・延 36 人
	確保方策 実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用可能数②	年・延 51 人	年・延 51 人	年・延 51 人	年・延 51 人	年・延 51 人
	差(①-②)	年・延 △ 12 人	年・延 △ 13 人	年・延 △ 13 人	年・延 △ 14 人	年・延 △ 15 人

**(7) 子育て援助活動支援事業（就学後児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業）**

民間団体への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
1	量の見込み	低学年	年・延 27 人	年・延 36 人	年・延 45 人	年・延 54 人	年・延 63 人	
		高学年	年・延 27 人	年・延 36 人	年・延 45 人	年・延 54 人	年・延 63 人	
		計 ①	年・延 54 人	年・延 72 人	年・延 90 人	年・延 108 人	年・延 126 人	
	確保方策	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
		利用可能数	低学年	年・延 156 人	年・延 234 人	年・延 312 人	年・延 390 人	年・延 468 人
			高学年	年・延 156 人	年・延 234 人	年・延 312 人	年・延 390 人	年・延 468 人
			計②	年・延 312 人	年・延 468 人	年・延 624 人	年・延 780 人	年・延 936 人
	差(①-②)	年・延 △ 258 人	年・延 △ 396 人	年・延 △ 534 人	年・延 △ 672 人	年・延 △ 810 人		

**(8) 一時預かり事業（在園児対象型 現在の幼稚園の預かり保育事業）**

私立幼稚園への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	量の 見込 み	1号認定	年・延 890 人	年・延 896 人	年・延 886 人	年・延 862 人	年・延 832 人
		2号認定	年・延 77,171 人	年・延 77,561 人	年・延 76,952 人	年・延 74,787 人	年・延 72,012 人
		計 ①	年・延 78,061 人	年・延 78,457 人	年・延 77,838 人	年・延 75,649 人	年・延 72,844 人
	確保 方策	実施箇所数	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所
		利用可能数②	年・延 78,061 人	年・延 78,457 人	年・延 77,838 人	年・延 75,649 人	年・延 72,844 人
		差(①-②)	年・延 0 人	年・延 0 人	年・延 0 人	年・延 0 人	年・延 0 人

**(9) 一時預かり事業（在園児対象型を除く 現在の保育所の一時保育事業）、子育て援助活動支援事業（就学前児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業）**

一時預かり事業、子育て援助活動支援事業ともに、保育所や民間団体への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	量の見込み ①	年・延 7,880 人	年・延 7,739 人	年・延 7,589 人	年・延 7,421 人	年・延 7,240 人	
	一時預かり (在園児対 象型を除く)	実施箇 所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
		利用可 能数	年・延 13,500 人	年・延 13,500 人	年・延 13,500 人	年・延 13,500 人	年・延 13,500 人
	子育て援助 活動支援事 業(病児・緊 急対応強化 事業を除く)	実施箇 所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		利用可 能数	年・延 300 人	年・延 450 人	年・延 600 人	年・延 750 人	年・延 900 人
	利用可能数計②	年・延 13,800 人	年・延 13,950 人	年・延 14,100 人	年・延 14,250 人	年・延 14,400 人	
	差(①-②)	年・延 △ 5,920 人	年・延 △ 6,211 人	年・延 △ 6,511 人	年・延 △ 6,829 人	年・延 △ 7,160 人	

**(10) 時間外保育事業（保育所の延長保育事業）**

私立保育所への運営費支援などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	量の見込み①	日・実 223 人	日・実 219 人	日・実 215 人	日・実 211 人	日・実 206 人	
	確保 方策	実施箇所数	26 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所
		利用可能数②	日・実 223 人	日・実 219 人	日・実 215 人	日・実 211 人	日・実 206 人
	差(①-②)	日・実 0 人	日・実 0 人	日・実 0 人	日・実 0 人	日・実 0 人	



**(11) 病児・病後児保育事業**

認可外保育施設への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	量の見込み ①	年・延 967 人	年・延 954 人	年・延 936 人	年・延 916 人	年・延 892 人	
	確保方策 病児保育事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所
		利用可能数	年・延 1,200 人	年・延 1,200 人	年・延 1,200 人	年・延 1,800 人	年・延 1,800 人
		利用可能数計②	年・延 1,200 人	年・延 1,200 人	年・延 1,200 人	年・延 1,800 人	年・延 1,800 人
	差(①-②)	年・延 △ 233 人	年・延 △ 246 人	年・延 △ 264 人	年・延 △ 884 人	年・延 △ 908 人	

**(12) 放課後児童健全育成事業（児童保育センター）**

対象児童を小学校6年生まで拡大するため、平成27年度に155人の児童の受入れ枠の不足が生じますが、平成28年度以降は、学校など公共施設等を活用することにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区域数	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
26	量の見込み	低学年	日・実 1,724 人	日・実 1,781 人	日・実 1,791 人	日・実 1,799 人	日・実 1,798 人	
		高学年	日・実 381 人	日・実 574 人	日・実 693 人	日・実 711 人	日・実 723 人	
		計 ①	日・実 2,105 人	日・実 2,355 人	日・実 2,484 人	日・実 2,510 人	日・実 2,521 人	
	確保方策	低学年	実施箇所数	37 箇所	44 箇所	44 箇所	44 箇所	45 箇所
			利用可能数	日・実 1,702 人	日・実 1,781 人	日・実 1,791 人	日・実 1,799 人	日・実 1,798 人
		高学年	実施箇所数	37 箇所	44 箇所	44 箇所	44 箇所	45 箇所
			利用可能数	日・実 248 人	日・実 574 人	日・実 693 人	日・実 711 人	日・実 723 人
		利用可能数計②	日・実 1,950 人	日・実 2,355 人	日・実 2,484 人	日・実 2,510 人	日・実 2,521 人	
	差(①-②)	日・実 155 人	日・実 0 人	日・実 0 人	日・実 0 人	日・実 0 人		

## **第7章 計画の推進体制と進捗管理**

帯広市子ども・子育て支援事業計画は、「おびひろ子ども未来プラン」の施策を重点化・推進する計画であることから、「おびひろ子ども未来プラン」と一体的に進捗管理等を行います。

### **1. 計画の推進体制**

庁内の関係部課による帯広市こどもの施策推進委員会において、帯広市子ども・子育て支援事業計画に係る施策の総合調整や情報の共有等のほか、計画の推進や検証を行います。

### **2. 計画の進捗管理**

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議として、帯広市健康生活支援審議会児童育成部会を位置付け、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行います。

**参考資料****1. 帯広市子ども・子育て支援事業計画策定の経過****(1) 策定経過**

年度	月	経 過
平成 25 年 度	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立幼稚園関係者との意見交換</li> <li>○ 私立保育所（園）関係者との意見交換</li> <li>○ 認可外保育施設関係者との意見交換</li> <li>○ 第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども子育て支援新制度の概要</li> <li>・ 帯広市における子ども・子育て支援施策等の現状</li> <li>・ 計画策定に係るアンケート調査（案）</li> </ul> </li> </ul>
	9月	○ 計画策定に係るアンケート調査の実施
	10月	○ 児童保育センターの保護者に対するアンケート調査の実施
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ おびひろこども未来プランの進捗状況</li> </ul> </li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域子育て支援センター利用者に対するアンケート調査の実施</li> <li>○ 第3回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に係るアンケート調査結果（速報）</li> <li>・ 今後のスケジュール</li> </ul> </li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に係るアンケート調査結果（確定）</li> </ul> </li> </ul>
平成 26 年 度	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立保育所（園）関係者との意見交換</li> <li>○ 第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の全体イメージ</li> <li>・ 計画における量の見込み（概要）</li> </ul> </li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立幼稚園関係者との意見交換</li> <li>○ 私立保育所（園）関係者との意見交換</li> <li>○ 児童保育センター関係者との意見交換</li> <li>○ 第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画（骨子案）</li> <li>・ 計画における量の見込み（特定教育・保育施設等）</li> </ul> </li> </ul>

年度	月	経 過
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童保育センター関係者との意見交換</li> <li>○ 第3回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画における量の見込み（地域子育て支援事業）</li> </ul> </li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援新制度に係る条例（たたき台）</li> </ul> </li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立幼稚園関係者との意見交換</li> <li>○ 第5回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援新制度に係る条例（素案）のパブリックコメントの実施</li> </ul> </li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立保育所（園）関係者との意見交換</li> <li>○ 第6回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援新制度に係る条例（素案）のパブリックコメントの結果</li> <li>・ 計画（素案）</li> </ul> </li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童保育センター保護者説明会</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童保育センター保護者説明会</li> <li>○ 新制度市民説明会</li> <li>○ 第7回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画（原原案）</li> </ul> </li> <li>○ 第8回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ おびひろこども未来プランの進捗状況</li> <li>・ 計画における量の見込みと確保策</li> <li>・ 家庭的保育事業等の募集</li> </ul> </li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第9回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画（原案）</li> <li>・ 家庭的保育事業等の事前協議審査</li> </ul> </li> </ul>
	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメントの実施</li> <li>○ 私立保育所（園）との意見交換</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第10回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画（原案）のパブリックコメントの結果</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会構成員

区分・役職		氏名	所属等
委員	部会長	村上 勝彦	学識
	副部会長	真井 康博	一般社団法人帯広市医師会
		佐々木 嘉晃	一般社団法人十勝歯科医師会
		前田 弘文	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
		奥田 泰子 (H25) 石川 京子 (H26)	公募
専門委員	木下 剛 (H25) 沼田 拓己 (H26)	帯広市校長会	
	中岡 星子	帯広私立保育園連絡協議会	
	守谷 仁利	帯広市保育所(園)父母連合会	
	佐藤 みゆき	帯広幼稚園協会	
	梅澤 弘一 (H25) 河合 文宏 (H25) 小田 衣代 (H26)	帯広商工会議所	
	部会員	上村 裕樹	学識
河合 正人		十勝私立幼稚園連合父母の会	
大宮 眞弓		帯広市PTA連合会	
下鳥 隆		帯広市学童保育連絡協議会	
南出 恵美		認可外保育施設(私立一般施設)	
細野 正弘		認可外保育施設(へき地保育所)	
落合 洋		一般社団法人北海道中小企業同友会とかち支部	
三浦 辰也 (H25) 西館 公生 (H26)		帯広児童相談所	
藤田 希代子		連合北海道帯広地区連合会	

## 2. 用語解説

あ行	
育児・介護休業制度 (育児休業制度)	育児・介護休業法に基づき労働者が育児や家族の介護のために一定期間休業できる制度。
一時預かり(預かり保育)	私用など理由を問わずに保育所等で一時的に子どもを保育する事業。
絵本との出会い事業	絵本をとおして親子のふれあいを豊かにはぐくむことを目的に、5 カ月児健診時に絵本を配布する事業。帯広市では平成 16 年度から実施。
おびひろこども未来プラン	<p>少子化の進行を踏まえ、子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会や安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに、地域社会全体で取り組むための計画。</p> <p>一人の子どもの誕生からその成長過程に視点を置き、妊娠・出産期から青少年期に至るまでのライフステージに沿ったきめ細やかな諸施策を総合的・効果的に進めるため、既存の児童・青少年関係の個別の 4 計画を統合し策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月:平成 22 年 3 月</li> <li>・計画期間:平成 22 年度～平成 31 年度</li> </ul> <p>※次世代育成支援対策推進法の後期市町村行動計画に位置づける部分については、平成 22 年度～平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする子どもの年齢 おおむね 18 歳までの子ども、ただし、事業内容によってはおおむね 30 歳までの青少年を含む。</li> </ul>
親と子のふれあいコンサート	乳幼児と保護者や地域の人を対象にした、小さなお子さんも楽しめる内容のコンサート。昭和 61 年度から実施しており、現在は、ボランティアを中心とした実行委員会で運営。
か行	
核家族	夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいずれかの構成の家族。
合計特殊出生率	その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当。
子育て応援事業所制度	事業所が従業員や市民向けに育児応援のための取組みを実施することを宣言し、市がその事業所を登録する制度。
子育て支援総合センター	市内全体的子育て支援事業の実施や市内 6 か所の地域子育て支援センターの総合調整を行うほか、子育てや児童虐待などに関する相談窓口をもつ。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が疾病、疲労などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うもの。
子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(いわゆる子ども・子育て関連3法)に基づき、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量の拡充や教育・保育の質の向上、地域の子育て支援の充実を進めていく制度。

子どもランド・おびひろ	子育て支援に係る研究や情報交換などを目的に、平成 15 年に設立。市内の保育・子育て、療育関係施設で構成。
<b>さ行</b>	
時間外保育(延長保育)	11 時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね 30 分又は 1 時間の延長保育を行うもの。新制度においては、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行うもの。
事業所内保育施設	事業主及び事業主団体(複数の事業主による任意団体)が、自ら又は共同で設置する施設で、その雇用する労働者の子ども(就学前)の保育を行う施設。
次世代育成支援対策推進法	平成 15 年 7 月、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を考慮し、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を速やかにかつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に役立つことを目的とした法律。
児童の権利に関する条約	国際連合が児童の権利宣言を採択した 30 年後の平成元年に採択し、翌年発効した児童の権利に関する総合的な条約。18 歳未満の児童が有する権利について、幅広く総合的に規定している。我が国は、採択 5 年を経過した平成 6 年に批准(承認)した。
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障され守られることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を子育てしている母子家庭等の生活の安定と自立を助けるため、手当を支給し児童の福祉の増進をはかる制度。 平成 22 年 8 月からは、父子家庭も支給対象。
小1プロブレム	小学校に入学したばかりの 1 年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話听不懂、などと学校生活になじめない状態が続くこと。
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下で実施するきめ細かな保育。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
<b>た行</b>	
待機児童	希望する保育所に入所申請したが定員等の関係で入所することができない児童。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
生活支援ファイル つながっと	障がいや発達に心配のある児童を周りの人たちが支えるために、保護者が記入・記録し活用するサポートファイル。 児童を中心に周りの人たちが「つながり」、より良い(good)環境を作っていくために役立てようとの想いをこめて、「つながっと」という愛称がつけられた。

特定教育・保育施設	施設型給付費の支給を受ける教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)。
特定地域型保育事業	地域型保育給付費の支給を受ける地域型保育(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育)を行う事業。
特定不妊治療	不妊治療の中でも高度生殖医療である「体外受精及び顕微授精」をいう。
<b>な行</b>	
乳児家庭全戸訪問事業	原則として生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。
認可外保育施設	子どもを預かる施設であって認可保育所(「児童福祉施設最低基準」などの基準をみたしていることを都道府県や指定都市、中核市から確認され、自治体から公費を受けて運営されている施設)ではないもの。
保育所(認可保育所)	保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育する施設。開所時間は11時間(最低基準上は8時間)が可能であり、その保育時間内で保育する事業。児童福祉施設最低基準により保育士の数、設備の面積、定員等が定められる。
認定こども園	就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設として認可・認定を受けた幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園。
妊婦健康診査	市と契約した医療機関において、妊婦が健康診断を受診した場合、所定の金額を公費負担する事業。(帯広市による負担は、妊婦一般健康診査14回、超音波検査6回まで)
<b>は行</b>	
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るために医療費の助成を行う制度。
病児・病後児保育	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童の一時的な保育や保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもの。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。
へき地保育所	農村地域の小学校就学前の子どもを、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象にしている。
放課後子ども総合プラン	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした整備等を進めるための計画。



放課後児童健全育成事業 (児童保育センター)	仕事などで、昼間保護者のいない小学生を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活を送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業(いわゆる学童保育)。
母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。
<b>や行</b>	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業。保健師、助産師等による専門的相談支援、子育て経験者やヘルパー等による育児・家事援助がある。
養護	子どもの健康や安全を守り、子どもが心から安心できるような関りをしていくこと。
要支援児童	子どもの発育や保護者の子育てを支援することが特に必要と認められる児童。
預かり保育(幼稚園)	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に育児させることが不相当であると認められる児童。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき市町村に設置される、地域の保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関(病院、学校、保健所、児童相談所等)及び関係団体(NPO、ボランティア等)などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。
余裕教室	児童生徒数の減少などにより、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室。
<b>ら行</b>	
労働力人口	15歳以上人口のうち、労働の意思と能力を持っているもの。 就業者と完全失業者を合わせたもの。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

# 子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)

(財団法人日本ユニセフ協会の承諾を得て掲載しています。)

## 4つの柱

### 1. 生きる権利

- 防げる病気などで命をうばわれないこと。
- 病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



### 2. 育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

### 3. 守られる権利

- あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



### 4. 参加する権利

- 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

## 条文の要約

日本ユニセフ協会抄訳

### 第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

### 第3条 子どもにとってもっとも良いことを

子どもに関係のあることを行うときは、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

### 第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達にに応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

### 第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

### 第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、あつたり連絡したりすることができます。

### 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

### 第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

### 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

### 第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなければなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

### 第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いに会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

### 第 11 条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

### 第 13 条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

### 第 15 条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

### 第 17 条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

### 第 19 条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

### 第 12 条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見をあらわす権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

### 第 14 条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、こどもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

### 第 16 条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

### 第 18 条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

### 第 20 条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

### 第 21 条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

### 第 22 条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。

### 第 23 条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

### 第 24 条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

### 第 25 条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

### 第 26 条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

### 第 27 条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

### 第 28 条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。



### 第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

### 第 31 条 休む、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

### 第 33 条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

### 第 35 条 ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

### 第 37 条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

### 第 39 条 犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

### 第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

### 第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

### 第 34 条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

### 第 36 条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

### 第 38 条 戦争からの保護

国は、15 歳にならない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

### 第 40 条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません。



**帯広市子ども・子育て支援事業計画**  
(平成27年度～平成31年度)

発行 平成27年2月策定

編集 帯広市 こども未来部 こども課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

TEL 0155-65-4158 FAX 0155-23-0155

E-mail : children@city.obihiro.hokkaido.jp